

経済産業省

平成 14 年度アジア産業基盤強化等事業
(東アジアにおける経済連携強化に向けた
経済協力の在り方についての調査)

アジアダイナミズム研究会
報告書

財団法人 国際開発センター

2003 年 3 月

はしがき

本報告書は、経済産業省貿易経済協力局通商金融・経済協力課より委託を受け、財団法人国際開発センターが調査を実施し、その成果をまとめたものである。

東アジア地域では、産業・貿易・投資・援助等を通じて地域内の各国と密接な相互依存関係が形成される中、近年、こうした経済活動実態に合わせる形で、日本と他の東アジア諸国の間で、自由貿易協定(FTA)を含む経済連携協定の検討が進められている。そして、これらの動きに対応する形で平沼プランとして知られる「東アジア自由ビジネス圏」の構築についての検討も行われている。

一方、経済協力を巡る状況としては、国民の政府開発援助(ODA)に対する関心への高まりから、ODA総合戦略会議の開催や国別戦略の見直し、そしてODA大綱の見直しの議論も進められている。

上記の背景を踏まえ、本調査は次の項目を主要な目的として実施された。

- 1) 東アジア自由ビジネス圏構築を念頭においた経済協力の戦略的活用の検討
- 2) 国別の視点での経済協力施策の検討
- 3) ODA大綱の見直しに向け我が国の経済協力施策において追求すべき国益の整理並びに主要ドナーの援助政策動向と国益への反映についての情報整理及び分析

これらの調査事項を踏まえ、本調査では、東アジア地域の経済協力や産業動向に詳しい以下の委員により構成された「アジアダイナミズム研究会」を開催し、全6回の研究会を通じ、東アジア地域における経済協力のあり方等について討議を行い、その成果を取りまとめた。

アジアダイナミズム研究会委員(敬称略・五十音順)

政策研究大学院大学	教授	大野健一
慶應義塾大学	教授	木村福成
立教大学大学院ビジネスデザイン研究科	教授	五味紀男
(有)法木・アンド・アソシエイツ	代表取締役	法木秀雄

また、日本企業の東アジア域内での進出状況と、日本の経済協力施策の実態を把握するため、日本の主要企業(自動車、電機・電子、商社、重工等)へのヒヤリング調査を行い、情報収集・分析を行った。そして日本の経済協力と国益のあり方を検討する参考

として、主要ドナーの援助政策についても情報収集・分析を行った。

本調査は以下のメンバーからなるチームによって実施された。

プロジェクト・マネジャー	須藤 繁	(財)国際開発センター	主任研究員
コ・ディネーター	石塚哲也	(財)国際開発センター	研究員
メンバー	西野俊浩	(財)国際開発センター	主任研究員

本調査の実施にあたっては、経済産業省貿易協力局通商金融・経済協力課より、多大な御支援を頂いた。また、本調査を通じて実施した企業ヒヤリングでは、訪問企業より貴重な情報並びに御意見・御提言を頂いた。ここに深く感謝の意を表するものである。

なお、本報告書は、当センターの責任において取りまとめたものであり、経済産業省貿易経済協力局通商金融・経済協力課の考えを反映するものではないことを付記する。

2003年3月

財団法人 国際開発センター
理事長 藪田 仁一郎

目 次

第 1 章	アジアダイナミズム研究会（要約）	1
第 2 章	東アジア自由ビジネス圏構想 / 経済連携に意義ある経済協力	5
第 3 章	東アジアにおける自動車産業と経済協力のあり方	11
第 4 章	東アジアにおける電機・電子産業と経済協力のあり方	15
第 5 章	ベトナムの投資環境と経済協力のあり方	21
第 6 章	インドネシアの投資環境と経済協力のあり方	27
第 7 章	国益に資する経済協力のあり方	33
資料 1	主要ドナーに見る援助理念と国益への反映	37
資料 2	東アジアにおける日系企業活動の課題と政府支援策へのニーズ （企業ヒヤリング調査結果）	55

第1章 アジアダイナミズム研究会（要約）

第1回研究会

（内容）

第1回研究会では、自由貿易協定締結に向けた動きに見られる東アジアにおける域内経済関係の深まり、域内における企業活動の動向、ビジネス上の課題等の観点から、経済産業省技術協力課 岸本道弘課長補佐より「東アジア経済の展望と日本の取組」と題する資料を元に講演並びに問題提起をいただき、その後のフリーディスカッションにおいて闊達な議論が行われた。

（主な意見）

途上国の発展段階によって援助の仕方を考えていくべき。

DAC が定義する ODA にとらわれる必要はなく、OOF、PF といった広い意味での経済協力が必要。

日本はアジアビジョンを明確に持つと同時に、それをアジア各国に発信していくことが必要。

雇用確保、所得向上、環境保全等を中心とした日本の国益を基礎に考えた ODA を実施することが重要。

日本がアジアの中でどのように卓越した部分を有していくかが必要。

第2回研究会

（内容）

第2回研究会では、我が国の自動車産業の国際事業展開を踏まえ、東アジア地域における製造・販売・開発の現状、国内産業基盤並びに雇用機会への影響、我が国自動車産業の比較優位性など、今後の我が国の自動車産業の発展の可能性と課題等について、法木・アンド・アソシエイツ代表取締役社長 法木秀雄氏（元 日産自動車株式会社勤務）によるご講演をいただき、それに基づく質疑応答が行われた。

（主な意見）

中国への生産拠点進出に伴い、日本の雇用が減る懸念はある。

開発分野については依然、日本に競争優位あり。

品質管理上、中国での生産には日本人の監督者が必要であり、そうした工場の監督者レベルの人材育成が急務。

今後、生産拠点が広範囲に渡ることになれば、部品業界における人材確保は一層困難になることが予想される。

国によっても差異がある。例えば、インドネシアは将来的には生産需要はあるものの、人材の質的な面ではタイに比べ見劣りする。

第3回研究会

(内容)

第3回研究会では、我が国の電機・電子産業の国際事業展開を踏まえ、東アジア地域における製造・販売・開発の現状、国内産業基盤並びに雇用機会への影響、我が国電機・電子産業の比較優位性、今後の我が国の電機・電子産業の発展の可能性と課題等について、立教大学大学院ビジネスデザイン研究科教授 五味紀男氏(元 松下電器産業株式会社勤務)並びに松下電器産業株式会社 国際関係グループチームリーダー 須藤真氏によるご講演をいただき、それに基づく質疑応答が行われた。

(主な意見)

電機・電子産業はアセアン域内での分業が進展。

アセアン地域での家電産業の集約化は重要な課題であり、選択と集中が必要。

韓国は投資集中型の比較優位、中国は労働集中型の比較優位、日本は技術集中型の比較優位あり。

企業のグローバルな展開の中で、どのように集積を生み出すか、集積出来ないところにはどのように支援すべきか、この点で経済協力を活用すべき。

アセアンは中国に比べ日本との距離が遠く、独立したマーケットとして捉えるべき。法整備の支援、知的財産等のキャパシティ・ビルディングの支援等において経済協力で出来ることがあるのではないか。

第4回研究会

(内容)

第4回研究会では、ベトナムにおける貿易・投資上の課題について、現地進出日系企業である本田技研工業株式会社よりご報告をいただき、我が国による対ベトナム開発援助のあり方について議論を行った。

(主な意見)

ベトナムに対しては投資環境整備支援を実施する必要有り。
プログラムに基づく戦略形成と大使館、JICA、JBICの3者連携が必要。
投資・関税等の政策の根本的な考え方を直す必要があり、トップダウンが必要。
ベトナム政府の中に政策を遂行する人材が不足。
中国に見られるトップの強いイニシアティブがベトナムには欠如。
ガバナンスの悪いところに援助投下をしてもリターン効果薄い。
アセアンの中でのベトナムという視点だけではなく、中国の一部であるとの視点も重要。
ODAと投資協定をからめたパッケージ形成の可能性についても要検討。

第5回研究会

(内容)

第5回研究会では、インドネシアへの日系進出企業(住友商事株式会社、味の素株式会社、東レ株式会社、丸紅株式会社)による現地での事業課題のご報告の他、インドネシア赴任経験のある識者の意見を交え、インドネシアに対する開発援助並びに経済協力のあり方について議論を行った。

(主な意見)

インドネシアの中でも今後は東ジャワをもう少し整備すべき。
インドネシアへの援助はアセアン本土への援助の一環として検討すべき。
インドネシアの産業集積はアンバランス(資源立地型が中心)。
法整備や汚職の問題は80年代から変化なし。インドネシアに見切りをつけるべきとの考え方もあり得るのではないか。
インドネシアは日本のエネルギー保障上、重要な原油の供給源。また親日国家であり、こうした観点は経済協力を考える上で重要な考慮要素。
国の規模等を考えるとインドネシアがアセアンのリーダーとして出てくるのではないか。
インフラへの投資、あるいは経済特区などにより、産業集積を進めるというのも一つのアイデア。
国別援助計画に良いことばかり書くと危機感が無くなる。インドネシアには危機感を与える必要がある。
中国やベトナムの台頭によりインドネシアの競争相手も変化。
(日本企業の立場からは)タイド化等により日本企業へのリターンが見えやすくし

て欲しい。

現地政府の法の適用を円滑に進められるよう、税務や法務の整備支援が重要。

第6回研究会

(内容)

第6回研究会では、経済産業省黒木審議官より ODA 大綱見直しの議論の現状、今後の見直し要点についてご説明いただき、その後、静岡県立大学 小浜裕久教授による ODA と国益に関する発表を受け、質疑応答が行われた。また、本研究会事務局である(財)国際開発センターより、他ドナーの援助理念と国益への反映について報告が行われた(付属資料1参照)。

(主な意見)

ODA 大綱へ「国益」という表現を持ち込むことには依然として意見が分かれる。

アフリカに対するが外交手段としての ODA と、対アジア経済外交の中の ODA とを分けて考える必要がある。

アジアに限られた資源を最適配分することは、地理的、歴史的な繋がりから説得力がある。

アンタイド化をすすめると日本企業の不利益となるという意見がある一方、世界的にはアンタイド化が潮流であるため、タイド化を進める場合にはロジックとして正当性がなければいけない。

産業界からもタイド化以外の提言があるべき。

個々の課題を寄せ集めても政策には繋がらない。

英国が主導するコモンプールについての議論も深まっており、すでに一般論は終わっている。日本もどのように資金を出していくのかを検討する時期にきている。

特定の国に対しても「何故この国に援助をしているのか」が不明確なのが現実。

日本企業に裨益するかどうか、という視点で考えてみる必要があるのではないか。

第2章 東アジア自由ビジネス圏構想 / 経済連携に意義ある 経済協力

第1回アジアダイナミズム研究会

参加者（敬称略）:

政策研究大学院大学	教授（本研究会委員）	大野 健一
慶應義塾大学	教授（本研究会委員）	木村 福成
立教大学大学院	教授（本研究会委員）	五味 紀男
（有）法木・アンド・アソシエイツ	代表取締役（本研究会委員）	法木 秀雄
外務省経済協力局	政策課長	横井 裕
外務省経済協力局	有償資金協力課主席事務官	長岡 寛介
外務省経済協力局	開発途上地域課長	井出 敬二
大臣官房	審議官（貿易経済協力局担当）	黒木 雅文
貿易経済協力局	通商金融・経済協力課長	岩井 良行
大臣官房	企画官（通商金融・国際担当）	前田 充浩
貿易経済協力局	通商金融・経済協力課長補佐	高見 牧人
貿易経済協力局	通商金融・経済協力課長補佐	和久田 肇
貿易経済協力局	通商金融・経済協力課長補佐	鶴田 将範
貿易経済協力局	資金協力課長	黒田 篤郎
貿易経済協力局	資金協力課長補佐	佐藤 朋哉
貿易経済協力局	技術協力課長	櫻井 繁樹
貿易経済協力局	技術協力課長補佐	岸本 道弘
貿易経済協力局	貿易保険課長補佐	渡邊 政嘉
貿易経済協力局	貿易振興課長	谷 みどり
通商政策局	北東アジア課長補佐	岩永 正嗣
大臣官房 （事務局）	企画官（経済連携担当）	住田 孝之
貿易経済協力局	通商金融・経済協力課	田口 啄也
（財）国際開発センター	研究員	西野 俊浩

2・1 研究会概要

(内容)

第1回研究会では、自由貿易協定締結に向けた動きに見られる東アジアにおける域内経済関係の深まり、域内における企業活動の動向、ビジネス上の課題等の観点から、経済産業省技術協力課 岸本道弘課長補佐より「東アジア経済の展望と日本の取組」と題する資料を元に講演並びに問題提起をいただき、その後のフリーディスカッションにおいて闊達な議論が行われた。

(主な意見)

途上国の発展段階によって援助の仕方を考えていくべき。

DAC が定義する ODA にとらわれる必要はなく、OOF、PF といった広い意味での経済協力が必要。

日本はアジアビジョンを明確に持つと同時に、それをアジア各国に発信していくことが必要。

雇用確保、所得向上、環境保全等を中心とした日本の国益を基礎に考えた ODA を実施することが重要。

日本がアジアの中でどのように卓越した部分を有していくかが必要。

2・2 広義的枠組みにおける経済協力（以下議論での発言）

- 国際的な日本の貢献は、1) ODA、2) 国全体の外交、の2つの段階で考える必要がある。(先進国の責務とアジアダイナミズムは別のベクトル。ODAに思慮した通商政策とは?) また、ベトナムへの政策支援など、アセアン以外にもニーズのある国や政策を考慮すべきである。
- 国際社会にアピールするためにどのようなパッケージを作るかが重要。ODAの枠組みの中での議論は限界がある。Official Cooperationの中にODAや貿易、文化が入るというイメージが必要。今後アジアダイナミズム指針を、国際機関(世界銀行、国連、OECD-DAC等)に対して発信するなど汎用性を持たせてはどうか(例: Poverty Alleviation)。また、(世銀にはない発想であるが)アセアン6ヶ国各国の発展段階や特異性(例: 環境対策、資源、人口、海、知的財産の有無等)によって協力内容を段階的に実施することも重要な取り組みである。

2・3 対東アジア ODA と通商政策

- 何が効果的に作用するかを考える必要がある。(例：中国／韓国の高等教育が充実化している今日、東アジアと日本の経済棲み分け構想は、将来的に効果的と言えるか？半導体の迅速な出荷、輸出体制等、組織的仕組み等の経済協力も考慮に入れてはどうか？)また、日本そのものをどうするかという観点が不可欠であり、内需・既成産業の競争力強化をいかに行うかが重要となる。

2・4 国益を重視した ODA 政策

- 雇用確保、所得向上、景観・環境を中心とした日本の国益を基礎に考えた ODA を実施することが重要である(例：カナダ、米国の NAFTA 戦略の根本も雇用を減らさないというものであった)。日本はコスト高を主な理由に労働及び技術がアジアに流出しており、今後技術開発も国内に残らないだろう。国益と企業利益とが一致しない場合、どちらを重視しどのように対応すれば良いのか明確な答えがない。
- 日本は国益拡大につながった ODA も実施しており(例：東アジアの経済インフラ整備の日本企業の東アジア進出における投資、生産活動への寄与等)必ずしも相反するものではない。一方、ODA は政府の考えを反映させることができるが、OOF、民間資金など広義にすると政府は関与できず、コントロールが効かなくなる恐れがある。

2・5 対アジア ODA / 通商 / 外交政策とアプローチの方法

- 以前は輸出促進で国益が説明できたが、近年ではアンタイド化、人的援助化などへの必要性の高まりから、ODA 改革は必要性に迫られている。アジアが重要ということに異論はないが、ODA を道具としてどのように使っていくか、考え直す必要がある。また、技術移転を選択的に取り締まることが可能であれば良いが、取り締まりが困難な場合の対処方法、対外政策をどのようにすべきか？資金移転の方向性、アジアの活性化政策も含め、経済産業省全体及び財務省、外務省の方と議論したい問題である。
- ODA の枠は限定する必要はない。日本がアジア、世界の中でどのように卓越した部分を有していくかが必要。そのために、いかにアジアへ働きかけていくか、公的資金をどのように使うかを、日本にとって必要な日・ア関係のあり方から考えていくべきである。
- アジアの中心になるのは日本・中国両国であることは疑いない。中国には、日本と中国がどのように中国をつくり出していくのか、という対等な議論を続けてい

く必要がある。また、日本はアジアビジョンというものを明確に持つと同時にそれをアジア各国、中国に発信していくことが求められる。

2.6 対アジア ODA / 通商 / 外交政策と日本の構造的問題

- 日本は今後サービス産業へのシフトが進む過程において、構造的問題をいかに呼び掛けていくかを考える必要がある。
- 日本は第二次産業の維持のため何をすべきかの教訓のシナリオ作りを行うべきである（発展段階の異なる国を含めた FTA 等）。移民の受入れ等、安い労働力を入れることは製造インフラ、市場の両面から重要であり、米国の官民一体化の取組を習って、政策的誘導を行う必要がある。
- 企業が利益を求めて動くことを止めることは出来ない。日本と東アジアの出入りは自由であるべき。いかにそのコストを下げるかが重要。日本とアジアは経済的につながっており ODA もその点に留意が必要。その意味で港湾等インフラ・リンクの構築は重要な意味を持つ。産業政策は現在難しい面があるのでもっと上流の教育を重視する必要がある。
- 日本の生産力の海外移転は先進国と比較して必ずしも高い比率ではないが特定産業で集中して起こっていることが問題。

2.7 アジアを活用した我が国における構造改革

- NAFTA などの Intra-regional Trade 構想と異なり、日本がアジアと FTA を構築した場合、パートナーが市場であり同時に生産拠点であるという点で、米国・EU と大きな違いがある。このように市場の Supplier と人口の Supplier の一体化を図るべきである（例：海外からの留学生（研修員生）の帰化等）。
- 中国とアセアンがともに元気であることが日本にとってメリットが大きい。一方、この 2 つの選択肢をいかに使ってリスクマネジメントしていくかを考える必要がある。日本企業の収益向上のためのビジョンを作成するべきである。そのためにはどのようなアプローチを行うべきか？を考える必要がある。
- 統合や地域の観点を考える前にまだ各国ですべきことは多い。「外交」手段として考えると相手国は当然面白くないので共有する課題の解決というアプローチを取る必要がある。日本企業のニーズを言うのみではなく、相手国のニーズが自分達のニーズであるということを正確に伝え、そのニーズに至った過程も伝えることが必要。

2.8 アジア・フロンティア化構想

- 空洞化という発想から考えると縮小傾向になってしまう。良い企業はどんどん出ていけ、アジアを日本の新しいフロンティアにしよう、という考えが必要。また、アジアが悪いままで日本を守ろうとすると縮小発想になる。アジアを、外を、まず良くしてそれを国内に持ってくる方が良いのではないか。
- 日本企業が技術協力などで外へ出ていくことを支援しそれが日本にプラスになると分かれば良いが、企業利益と日本の利益が十分整理できていない。ODAよりも中小企業対策が日本の経済的国益になるという意見も多い。
- 日本の海外法人は利益を日本に送金している。海外の方が、ビジネスチャンスが大きい現状では（コスト・パフォーマンス改善のため）海外（東アジア）に振り向ける方がよい。
- 構造改革の基本は「儲ける」ことを支援すること。日本企業がアジアでたくさん儲けて企業利益体質が向上する方がよい。アジアをその（儲ける）場として捉える必要がある。
- 自由化は双方にメリットがあるもの。それがないとすれば、それは国内産業調整ができない場合であり、これが日本の問題である。
- イギリスの日本企業誘致政策の際の空洞化対策で認識されたように、一時海外へ流れた資本が環流する際に必要とされるインフラ構築及び政策が必要不可欠である（日本語教育など）。

第3章 東アジアにおける自動車産業と経済協力のあり方

第2回アジアダイナミズム研究会

参加者（敬称略）:

政策研究大学院大学	教授（本研究会委員）	大野 健一
慶應義塾大学	教授（本研究会委員）	木村 福成
立教大学大学院	教授（本研究会委員）	五味 紀男
（有）法木・アンド・アソシエイツ	代表取締役（本研究会委員）	法木 秀雄
財務省国際局	開発政策課総括補佐	大石 一郎
外務省経済局	開発途上地域課長補佐	西 経子
外務省経済局開発途上地域課	開発途上地域課事務官	紺野 博行
大臣官房	審議官（貿易経済協力局担当）	黒木 雅文
製造産業局	ITS推進室長	田端 祥久
製造産業局	自動車課課長補佐	佐藤 太郎
貿易経済協力局	通商金融・経済協力課長	岩井 良行
大臣官房	企画官（通商金融・国際担当）	前田 充浩
貿易経済協力局	通商金融・経済協力課長補佐	高見 牧人
貿易経済協力局	通商金融・経済協力課長補佐	和久田 肇
貿易経済協力局	通商金融・経済協力課長補佐	鶴田 将範
貿易経済協力局	資金協力課長	黒田 篤郎
貿易経済協力局	資金協力課長補佐	佐藤 朋哉
貿易経済協力局	技術協力課長	櫻井 繁樹
貿易経済協力局	技術協力課長補佐	岸本 道弘
貿易経済協力局	貿易保険課長補佐	渡邊 政嘉
大臣官房 （事務局）	企画官（経済連携担当）	住田 孝之
貿易経済協力局	通商金融・経済協力課	多田 克行
（財）国際開発センター	主任研究員	須藤 繁
（財）国際開発センター	主任研究員	西野 俊浩
（財）国際開発センター	研究員	石塚 哲也

3・1 研究会概要

(内容)

第2回研究会では、我が国の自動車産業の国際事業展開を踏まえ、東アジア地域における製造・販売・開発の現状、国内産業基盤並びに雇用機会への影響、我が国自動車産業の比較優位性など、今後の我が国の自動車産業の発展の可能性と課題等について、法木・アンド・アソシエイツ代表取締役社長 法木秀雄氏(元 日産自動車株式会社勤務)による講演をいただき、それに基づく質疑応答が行われた。

(主な意見)

中国への生産拠点進出に伴い、日本の雇用が減る懸念はある。

開発分野については依然、日本に競争優位あり。

品質管理上、中国での生産には日本人の監督者が必要であり、そうした工場の監督者レベルの人材育成が急務。

今後、生産拠点が広範囲に渡ることになれば、部品業界における人材確保は一層困難になることが予想される。

国によっても差異がある。例えば、インドネシアは将来的には生産需要はあるものの、人材の質的な面ではタイに比べ見劣りする。

3・2 中国への生産拠点の進出

- 中国は、イミテーションの製品作りは得意であるが、労働力や技術レベルから見て、日本並みの質を目指すことは現状とても難しい。また日本並みという意味では、韓国も難しいと思う。したがって、生産拠点が中国へ進出するとしても、イミテーションでは出来ない生産部分は残るし、開発分野での日本勢の競争優位には当面影響はないであろう。中国も将来はカスタマーニーズに合わせた生産が必要になるだろう。生産が中国へ移管することで、日本の雇用が減るという懸念はある。特に工業高校卒の仕事が日本国内に無くなるといった事態も起こりうるかもしれない。企業のトップは、マスコミへのインタビューなどでは、海外生産拠点設置に際して、「共存共栄」のような建て前の発言をすることが多いけれども、企業が考えているのは「いかに儲けるか」ということに尽きる。トップは広報上、本音は話さない。中国の管理者にまかせて同じレベルを求められることができるかという疑問である。やはり品質管理には日本人が必要であろう。

- 中国では、ホンダの動きが抜きん出ている。広州ホンダの輸出工場は、中国を市場として見ているだけではなく、グローバルな輸出工場として位置付けられている。ホンダのように中国を位置付けている会社は他にはない。トヨタが 10 年先を見て動く一方、ホンダは 15 年先を見て動いている。

3.3 企業戦略とアジア諸国

- 自動車産業は、ブランドイメージの勝負という部分があり、これまで途上国が自動車分野で自らのブランドを立ち上げた例は無い。また、自動車は電機・電子産業とは違い、規格化を進めても、どうしても暗黙知として残される部分がある。
- このように生産拠点が広範に渡ると、進出先での部品業界における人材確保が難しくなる。部品業界といっても、何層にも渡る下請けがあるわけであるから、そのあたりの管理もむずかしい。バイクでも、Low-end の生産は中国などでも発展するかもしれないが、レベル的には自動車の「ネオン」レベルに留まるのではないかということが予想される。
- 部品業界はモジュール化が益々進みつつあり、一つの部品の生産だけを考慮して考えることは難しい。
- 自動車は、重量と燃費の相関関係があり、1 グラムの素材重量を減らすと燃費として何%向上するという計算もある。ただの入れ物のように見える燃料タンクひとつとっても、単純に頑丈なだけでは、燃費が悪くなるため、材質も考慮して、重量を減らすことが必要になる。
- 中国や韓国、タイなどでも生産が進むと、数の面では日本は負けるけれども、製品の質では勝つことになるという様子が窺える。
- 例えば、外国車の販売は、日本では年間 20 万台ほどで、BMW はそのうち 4 万台程度である。台数で見ると少ないけれども、BMW の一台の価格は平均 430 万円と、日本車の 2 倍近い価格であるから、金額ベースで見れば、決して小さくはない。
- 自動車産業の海外進出に伴い、金型、機械、素材といった様々な産業が一体化した形で競争力を持たなければならないように見える。また日本の昭和 30 年代に、国内には 100 社ほどのバイクメーカーが存在したが、こうした事例を思い浮かべると、中国もそうなるのではないかという気もする。
- すべての産業が競争的な状況にあるとは言えず、例えば、鉄鋼などは産業再編がある程度進んでいるという認識はある。
- インドネシアの自動車産業の将来については、将来的な生産需要はあると思うが、生産上、労働力の規律、英語力、真面目さなどの点では、タイには明らかに劣る。

自動車産業は、二次受け、三次受けも多く、こうしたすべての層において平均値を高めることが必要になる。その意味において、インドネシアは品質の確保も大変なように見える。それでも、インドネシアの自動車産業がサブメーカーとして存在していく可能性はあるだろう。

第4章 東アジアにおける電機・電子産業と経済協力のあり方

第3回アジアダイナミズム研究会

参加者（敬称略）:

政策研究大学院大学	教授（本研究会委員）	大野 健一
慶應義塾大学	教授（本研究会委員）	木村 福成
立教大学大学院	教授（本研究会委員）	五味 紀男
（有）法木・アンド・アソシエイツ	代表取締役（本研究会委員）	法木 秀雄
松下電器産業株式会社	国際関係グループ チームリーダー	須藤 真
外務省経済局	自由貿易協定・ 経済連携協定室長	八幡 富美雄
外務省アジア大洋州局	南東アジア第一課課長	掘越 久雄
外務省アジア大洋州局	地域政策課事務官	二瓶 大輔
外務省経済協力局	政策課課長補佐	西永 知史
外務省経済協力局	調査計画課課長補佐	中村 浩平
財務省国際局	為替市場課国際収支室	浅野 僚也
大臣官房	審議官（貿易経済協力局担当）	黒木 雅文
貿易経済協力局	通商金融・経済協力課長	岩井 良行
大臣官房	企画官（通商金融・国際担当）	前田 充浩
貿易経済協力局	通商金融・経済協力課長補佐	高見 牧人
貿易経済協力局	通商金融・経済協力課長補佐	和久田 肇
貿易経済協力局	資金協力課長	黒田 篤郎
貿易経済協力局	資金協力課長補佐	佐藤 朋哉
貿易経済協力局	技術協力課長	櫻井 繁樹
貿易経済協力局	貿易保険課長補佐	渡邊 政嘉
通商政策局	アジア大洋州課長	杉田 定大
商務情報政策局	情報政策課	和泉 章
貿易経済協力局 （事務局）	通商金融・経済協力課	多田 克行
貿易経済協力局	通商金融・経済協力課	田口 琢也
（財）国際開発センター	研究員	西野 俊浩
（財）国際開発センター	研究員	石塚 哲也

4・1 研究会概要

(内容)

第3回研究会では、我が国の電機・電子産業の国際事業展開を踏まえ、東アジア地域における製造・販売・開発の現状、国内産業基盤並びに雇用機会への影響、我が国電機・電子産業の比較優位性、今後の我が国の電機・電子産業の発展の可能性と課題等について、立教大学大学院ビジネスデザイン研究科教授 五味紀男氏(元 松下電器産業株式会社勤務)並びに松下電器産業株式会社 国際関係グループチームリーダー 須藤真氏によるご講演をいただき、それに基づく質疑応答が行われた。

(主な意見)

電機・電子産業はアセアン域内での分業が進展。

アセアン地域での家電産業の集約化は重要な課題であり、選択と集中が必要。

韓国は投資集中型の比較優位、中国は労働集中型の比較優位、日本は技術集中型の比較優位あり。

企業のグローバルな展開の中で、どのように集積を生み出すか、集積出来ないところにはどのように支援すべきか、この点で経済協力を活用すべき。

アセアンは中国に比べ日本との距離が遠く、独立したマーケットとして捉えるべき。法整備の支援、知的財産等のキャパシティ・ビルディングの支援等において経済協力で出来ることがあるのではないか。

4・2 アジアでの分業体制

- (アジア諸国で分業体制が各国別に進むような状態になると考えるかという問いに対して) アセアンでは域内でのすみ分けが進んでおり、中国でも内需向けとアセアン非競合品の製造という意味でのすみ分けはある。
- アセアンに対しては40年の蓄積があるため、簡単にこれまで培ってきた基盤を失いたくないという意識がある。コンピュータ・ユニットについても、コンプレッサーでも日本、中国、マレーシアという形でのすみ分けがある。
- (どこか一国でひとつの製品に集中するという方向性はないか。その方が効率的なようにも思うがとの質問に対して) 集約には、水平分業と垂直分業のふたつがあるが、特にアセアンの中での集約化は早急の課題となっている。一方、アセアンと中国の間で集約化を行うという段階までには至っていない。一般にこうなる

であろうと述べることは出来ないが、集中と選択をやらないと勝ち残れないのは事実である。韓国は投資集中型の比較優位をもっており、中国は労働集中型の比較優位、そして日本は技術集中型の比較優位がある。

- AFTA そのものにおいては、ミニ松下と松下のスケールメリットを得るのは難しい。ミニ松下の集約という話はかつてあったが、地域に密着しており、且つ収益も上がっているため、現状すぐにミニ松下を集約するという動きにはなっていない。
- 昔の「保税区」という考えは現在ほとんど無いのではないかと思われる。域内において一番規制があるのは日本である。特区的な地域での事業メリットがあったとは思わない。リージョナル・プロダクトへの対応や、現地通貨かドルヘッジとするか、アセアンとアジアが共通化するかという意識はある。フォルクスワーゲンなどは中国投資も多い。提携している例では、三洋とハイアール、TCL と松下があるが、中国政府はハイテク産業が来てくれればよいという考えに基づいている。
- (松下電器産業では、例えば、中国・アセアン、あるいは米国・アセアンというような形が作られるという「絵」を描いて、それを所与の条件として念頭において活動をしているか、という問いに対しては) 事業目的に対して、政策的に大きな絵を描いていることはない。例えば、EU が東欧に動いているように、現実に沿った動きを進めている。
- (AFTA 域外で商売をする場合、AFTA の深化はどのような影響・変化があるか、との問いに対して) 事業対応としては、国内、域内、グローバルという対応となる。「オーストラリア松下」はまだ事業を続けているが、三菱電機はすでに事業を止めている。インドネシアでは内需でもスケールを確保することができる。

4・3 産業集積とAFTA 域内の動向

- 業界のダイナミズムをひとことで言うのは難しい。パターンはあっても、多様な形態があり、そのパターンも複数ある。また製品自体の特性もあるため、何次元にもわたるパズルを同時にこなすという形となり、パズルの説明がとても難しい気がする。例えば、中国の脅威論への温度差も見られる。
- 分散と集中という点で、企業のフレキシブルな設定とグローバルな展開の中で、どうやって集積を生み出すか。出来ないところはどのように支援すべきか。この点で経済協力を使うべきではないか。作れるところと作れないところとに分かれており、ベトナムなどは少し出遅れている感もある。マレーシアでは集積が出来

たから安定感がある。中国と立地場の優劣を考えたとき、どれだけがアセアンに戻るかが焦点である。

- インドネシアは、すぐに暴動が起きるなど、日系企業を惹き付けるものに欠ける要因もある。ベトナムを、タイや中国の「保険」という意味で位置付けられているとする見方がある。なおトイレタリーの P&G やユニリバーは、タイに本部を置いている。
- (ソニーのインドネシア撤退をどう見るかという問いに対して) ソニーは「外資」の DNA を持っており、外国政府とも良い結果を引き出すために議論を持ちかける。ダイナミックに展開しているというプラス面と、今後製造業として事業を展開していくのかどうか、という面への関心はある。
- (松下電器産業としては、中国・アセアン、日本・アセアン、米国・アセアンという可能性があると見て、どれでも良いと考えるか、という問いに対して) いずれの変化が起きても、際立って慌てないという認識であり、中国・アセアンという連携が出来ても、米国・アセアンという連携が出来ても、マイナスは無いという考えである。

4.4 日本の家電メーカーの展望

- 部品メーカー等は、アセアンに進出しないといけないのではないか、という脅迫観念がある一方、アセアンに進出する部品メーカーも必ずしも多くはない。中国との距離は非常に近く、中国と日本の間の沿海地域は、日本の延長と化していくのではないかと見えて、アセアンはどうもそうはならないように見え、逆に、独立したマーケットとなるのではないかと懸念されている。米国では家電産業は消滅したが、自動車は残っている。自国のメーカーの他、外資もあり、産業として残っている。また、技能工の供給には困らない。(逆に日本では供給不足が起きるといった問題がある。) こうした米国でのかつての流れから、日本の家電も同じ道を辿るのかどうか？
- 日本の家電は何年日本でテレビを作り続けることが可能か、という質問を受けたことがあるが、日本での一般家電の製造は終わっている。また、それぞれの国の特性によって、生産機種も変わるであろう。ビジネスモデルによっても、勝者が決まる。例えば、デルコンピュータのように。ひとつひとつの商品にストーリーがあり、日本の場合は、デジタル TV がサバイバルの本質になると思う。

4.5 経済協力のあり方

- 経済協力で出来ることには何があるか？例えば、ビザ発給の問題が指摘されたが、

アセアンへの肩を持つとして、どういう支援があるだろうか？関税削減や法整備の支援、また支援産業への補助金を与えることで支援するという面もあるかもしれない。また、中国との関係ではどうだろうか？

- 川下部門の再開発レベルでの技術開発インセンティブ、シリコンバレー型のパテント作りを日本でも同じことをやれないだろうか？また、知財型のコンセプトの重要性の常識を考えさせるキャパシティ・ビルディングがあっても良いかもしれない。アセアン・ラウンド・テーブルにはインドも参加しているが、インドの製造業は40年前のアセアンと同じである。その意味では、どのようにインドを支援するか、という視点があっても良いかもしれない。またミャンマーの市場経済化。さらに日本へのビザ発給の難しさも実際に聞いたことがある。アジアの優れた人材活用をどうするか、という点も重要であろう。

第5章 ベトナムの投資環境と経済協力のあり方

第4回アジアダイナミズム研究会

参加者（敬称略）：

政策研究大学院大学	教授（本研究会委員）	大野 健一
慶應義塾大学	教授（本研究会委員）	木村 福成
立教大学大学院	教授（本研究会委員）	五味 紀男
（有）法木・アンド・アソシエイツ	代表取締役（本研究会委員）	法木 秀雄
住友商事株式会社	海外工業団地部長	山口 肇
本田技研工業株式会社	渉外企画室主幹 兼 自工会通商部会会長	中川 浩
本田技研工業株式会社	アセアン地域業務室	
本田技研工業株式会社	2輪アセアンブロックチーフ	森澤 将
	アセアン大洋州本部	
	アセアン地域業務室	
日本貿易振興会	2輪アセアンブロック主任	依田 勝
前在ベトナム日本国大使館	貿易開発課長代理	池部 亮
外務省経済協力局	経済産業省アタッシェ	安楽岡 武
大臣官房	国別計画策定室長	河野 章
貿易経済協力局	審議官（貿易経済協力局担当）	黒木 雅文
貿易経済協力局	通商金融・経済協力課長	岩井 良行
貿易経済協力局	通商金融・経済協力課長補佐	和久田 肇
貿易経済協力局	資金協力課長	黒田 篤郎
貿易経済協力局	技術協力課長	櫻井 繁樹
通商政策局	アジア大洋州課長	杉田 定大
貿易経済協力局	通商金融・経済協力課	多田 克行
（事務局）		
貿易経済協力局	通商金融・経済協力課	田口 琢也
（財）国際開発センター	主任研究員	須藤 繁
（財）国際開発センター	研究員	石塚 哲也

5-1 研究会概要

(内容)

第4回研究会では、ベトナムにおける貿易・投資上の課題について、現地進出日系企業である本田技研工業株式会社よりご報告をいただき、我が国による対ベトナム開発援助のあり方について議論を行った。

(主な意見)

- ベトナムに対しては投資環境整備支援を実施する必要有り。
- プログラムに基づく戦略形成と大使館、JICA、JBICの3者連携が必要。
- 投資・関税等の政策の根本的な考え方を直す必要があり、トップダウンが必要。
- ベトナム政府の中に政策を遂行する人材が不足。
- 中国に見られるトップの強いイニシアティブがベトナムには欠如。
- ガバナンスの悪いところに援助投下をしてもリターン効果薄い。
- アセアンの中でのベトナムという視点だけではなく、中国の一部であるとの視点も重要。
- ODAと投資協定をからめたパッケージ形成の可能性についても要検討。

5-2 ベトナムの2輪車製造について

- (中国では2輪車企業が100社あったのが、徐々に収斂する絵姿がある程度見えているが、ベトナムではどうかとの問いに対して) 将来は5社程度になるという一応の政府見通しはあるが、本当にそうなるのかどうかは現状不明である。それが地場だけなのか外資であるのかも不明である。台湾メーカーの進出も近年活発である。なお中国製部品がコストに占める割合は1割程度。他はほとんどタイ、マレーシアから調達されている(マレーシア部品も、タイ経由である)。
- ベトナムでの操業は、現状は国内市場向けの生産である。余力があれば、輸出も考える。現在は、アセアン地域内では、タイ、インドネシア、フィリピンでも生産している。2輪車の場合は、生産国での部品調達率が9割以上である。インドネシアの調達率は最近急速にあがってきていて85%程度。ローカルの部品メーカーからの調達の方が多いかもしれない。タイでは100社ほどの部品メーカーがあり、集積が進んでいる。エンジンはすべて4ストロークである。本田の場合は、100~125ccのスーパーカブ製造が主流である。部品のアイテム別輸入規制の影響

は依然として残っており、40万台という計画数字を組んではいるが、現実には難しいかもしれない。製造段階に至るまでに様々な規制の網があるのが問題である。部品にまで規制の網をかぶせるようになってきている。ベトナムの省庁が縦割りであるため、相互の連携も薄い。

- (交通のインフラを工夫すれば台数を許容できるようになるのではないかと、との問いに対して) 日本経団連がその件について提案したが、道路インフラ整備の前に交通ルールを知らない人も多いという問題がある。交通ルールの啓蒙をしているのはむしろメーカーである。2輪車の死亡事故率は70%に上り、運転免許取得率は30%不足である。もっと目の前にある課題から押さえる必要がある。

5-3 ベトナムの投資環境課題と経済協力のあり方

- 中国では1980年代に英語圏に大量の留学生を派遣しており、そのような累積した人材が現在の中国の活況の基盤となっているが、ベトナムの現在の課題はそうした人材インフラによって違いが生まれているのではないかと。中国から15年ほど遅れているのかもしれない。
- ベトナム赴任中、分野毎に宿題を設け、その達成状況について採点表を作ったこともあるが、ベトナムは他の国との比較を意識しているのでこれは効果がある。投資環境についてはもっと支援をやってもよいのではないかと。ベトナムは、現体制の維持が大前提であるため、改革もその点に留意が必要である。またベトナム中部地域開発をどう考えていくべきか。ソニーは組立工場を操業させていたが、タリフ・エスカレーションが基本にあるため、一次部品の関税率が上がるだけで、ソニーベトナムの操業がままならなくなる。「外資は大事」と言いながら、結局彼等なりのバランスをとってやることになる。
- ODAについては、例えば、専門家派遣では非常にスピードが遅い。どうしてもJBIC、JICAなどスキーム単位で動いてしまうが、そうではなくプログラム単位、プログラム戦略の動きが必要である。大使館、JICA、JBICという3者の連携が大事である。今はそれぞれが同じことを別々に分析・実施しており、重複の無駄がある。細かい話であるが、JICA専門家のパスポート適用国の制限がある。活動の自由を認めることも必要ではないかと。投資保護協定の議論も進んでいるが、合法的に意見が言えるような仕組み作りも必要である。
- ベトナムは7~8年前の中国に似ている。2輪車に対する規制の問題の他、投資保護協定の議論も暗礁に乗り上げている。ベトナムへの対応は慎重を要すると思う。あまり前のめりになると良く無いのではないかと。投資保護協定におけるベ

トナム政府の対応は不誠実さを思わせる。また、業界としてもっと地域への貢献策も必要ではないか。

- 業界による地域貢献については、自動車工業会として、交通問題について何かをしたいという書簡を送っているし、運転技術のインストラクター養成もしている。地域貢献の面では自主的にある額の資金を寄付しているし、人材育成の一つとして、海外工場への派遣も行っている。
- タイの投資局（BOI）は良く活動しているし、中国もワンストップで見ている官庁がある。ベトナムにもこうした機関の設置を推薦するようなことはあり得るかどうか。
- 枠組みとしては既存の機関を強化するのがひとつではないかと思う。おそらく新たに組織を設けてもあまり代わり映えはせず、むしろ、経済政策の根本的な考え方を直すような施策が必要であり、トップダウンで投資や関税政策について進めていかなければ駄目だと思う。
- ベトナムには政策を遂行する人材が不足している。中国の場合は、上海汽車などから大量の研修生が日本を訪れ、積極的に知識を吸収していた。自動車工業会もそれに対応していたため、現在の中国の成長は、こうした基盤が関係している。ベトナムの場合、難民として米国に移住し、そこで成功した人を使ってビジネスをやってもらうのはどうだろうか。
- ベトナムには、中国に見られたトップの強いイニシアティブがない。ベトナムの高齢層では意思決定が出来ない。国際ルールにコミットさせてから進める方が良いのではないか。経済協力もそのような形に変えさせるものが必要である。ベトナムへの評価・リスクを再度検討する必要がある。制度は未だ整っていない。
- 国別援助計画の見直しを進めているところであるが、何のための援助かという問いには、成長促進が中心となり、結果として、外資の促進ということになる。投資促進という意味では、インフラ整備の他、制度の安定が必要である。ガバナンスの悪いところに投下をしてもリターンは少ない。
- 道路が悪いことは分かっているが、ソフト面での問題も大きい。一方、ソフト面はかなり力を注いでいるように見えて、効果が見えてこない。ベトナム側の意識があるかどうかは課題である。またベトナム側の事務処理能力も課題で、電力需要への対応も、計画性が見られない。
- ベトナムはアジアでも一番円借款の執行率が低いと言われている。
- ソフト面もこれまで力を注いできたが、これまでにやってきた個別のものを「日本側支援のパッケージ」のようなものとして一括して出すことが必要である。お

金を追加しないで、既存の施策を連携させるだけでもよい。

- 二輪車でいうと、スタンダードを作るところと検査をするところが別であったり、実情のあわない欧州や中国のやり方をそのまま模倣するという話になってしまう可能性がある。習ったことをベトナムの身の丈に合うようにする支援が必要である。
- ベトナムの改革にはトップダウンの指令が必要である。課題毎に討議しても、あるものを解決すると違うものが出てくるという、もぐら叩きのような様相となる懸念がある。
- ベトナムを見る場合、アセアンの中でのベトナムという視点だけでは駄目で、ベトナムが中国の一部であるという視点も重要である。中国の地方都市がアセアンに参加しているというような感じである。ベトナムは産業集積がある広州にも近い。裏付けはないが、バイク問題も裏で中国が影響力を行使したという見方もある。ベトナムは中国には楯突けない状況にある。米国とベトナムの協定についても、中国の WTO 加盟の方が先に進められるべき、といった見方があった。

第6章 インドネシアの投資環境と経済協力のあり方

第5回アジアダイナミズム研究会

参加者（敬称略）:

政策研究大学院大学	教授（本研究会委員）	大野 健一
慶應義塾大学	教授（本研究会委員）	木村 福成
立教大学大学院	教授（本研究会委員）	五味 紀男
（有）法木・アンド・アソシエイツ	代表取締役（本研究会委員）	法木 秀雄
東レ株式会社	国際部門主幹	江島 照夫
（社）日本在外企業協会	海外安全センター主幹	上田 憲貞
丸紅株式会社	ユーティリティインフラ総括部 資金協力チーム チーム長補佐	佐野 智哉
日本貿易振興会	投資交流部海外投資課長代理	本庄 剛
アジア経済研究所	副主任研究員	石田 正美
通商政策局	地域協力課長補佐	八山 幸司
財務省	為替市場課国際収支室長	浅野 僚也
財務省	為替市場課国際収支室係長	山下 弘史
大臣官房	審議官（貿易経済協力局担当）	黒木 雅文
貿易経済協力局	通商金融・経済協力課長	岩井 良行
貿易経済協力局	通商金融・経済協力課長補佐	和久田 肇
貿易経済協力局	資金協力課長	黒田 篤郎
貿易経済協力局	技術協力課長	櫻井 繁樹
大臣官房	企画官（通商金融・国際担当）	前田 充浩
貿易経済協力局	通商金融・経済協力課長補佐	高見 牧人
貿易経済協力局 （事務局）	通商金融・経済協力課長補佐	鶴田 将範
貿易経済協力局	通商金融・経済協力課	田口 琢也
（財）国際開発センター	主任研究員	須藤 繁
（財）国際開発センター	研究員	石塚 哲也

6・1 研究会概要

(内容)

第5回研究会では、インドネシアへの日系進出企業(住友商事株式会社、味の素株式会社、東レ株式会社、丸紅株式会社)による現地での事業課題の報告の他、インドネシア赴任経験のある識者の意見を交え、インドネシアに対する開発援助並びに経済協力のあり方について議論を行った。

(主な意見)

インドネシアの中でも今後は東ジャワをもう少し整備すべき。

インドネシアへの援助はアセアン本土への援助の一環として検討すべき。

インドネシアの産業集積はアンバランス(資源立地型が中心)。

法整備や汚職の問題は80年代から変化なし。インドネシアに見切りをつけるべきとの考え方もあり得るのではないか。

インドネシアは日本のエネルギー保障上、重要な原油の供給源。また親日国家であり、こうした観点は経済協力を考える上で重要な考慮要素。

国の規模等を考えるとインドネシアがアセアンのリーダーとして出てくるのではないか。

インフラへの投資、あるいは経済特区などにより、産業集積を進めるというのも一つのアイデア。

国別援助計画に良いことばかり書くと危機感が無くなる。インドネシアには危機感を与える必要がある。

中国やベトナムの台頭によりインドネシアの競争相手も変化。

(日本企業の立場からは)タイド化等により日本企業へのリターンが見えやすくして欲しい。

現地政府の法の適用を円滑に進められるよう、税務や法務の整備支援が重要。

6・1 インドネシアの産業集積について

- インドネシアの中でも今後は東ジャワあたりをもう少し整備するべきではないかと考える。西ジャワと比べると人材的にも優れていると思われる。繊維工場が集積しているのはバンドンあたりであるが、ジャカルタまで輸送するための高速道路も未整備。バンドンで造ったものを早く港湾へ運ぶ手段が必要である。また、

マレーシアとのリンケージも考える必要がある。その意味では、インドネシアへの援助もアセアン全土への支援の一環として考えていくべきではないか。例えば、マレーシアへ安いインドネシア労働者を合法的に受け入れるようにすることでインドネシア人の所得も上がる可能性がある。

- 他のアセアン諸国では産業集積が発展の中心になっているが、ジャカルタではまだ集積が見られない。
- インドネシアでは資源立地型が多いのではないかとと思われる。現在の産業集積はバランス的には不安定さが残るが、今後、期待出来そうなのはオートバイ産業における産業集積である。
- かつて経験したインドネシアでの事業で、自動車国産化プロジェクトを立ち上げようとしたとき、軍閥が介入し、利益を吸い上げるような仕組みを入れさせられた経験がある。結局、成果は上がらず、80年代始めに頓挫してしまった。プレゼンテーションで挙げられたインドネシアの法整備や汚職等の話は、当時から比べても全く解決されていない印象である。もっと集中特化した援助が必要なのではないだろうか。自動車部品メーカーの話をしていても、中国やベトナムという話は挙がるが、インドネシアの部品メーカーの話題は出てこない。

6・2 インドネシアに対する援助について

- インドネシアの場合は70年代からODAも民間投資も入っているのに、未だ問題が多い。実際にこの国は発展していくのだろうかという疑問が残る。ベトナムではこういう投資環境整備をすれば投資が来るというストーリーも描けるが、インドネシアではどうだろうか。戦略的にはサブサハラ・アフリカと同じ援助戦略になってしまうのだろうか。現在の中途半端な支援ではお金の無駄になってしまうかもしれない。
- それでもインドネシアは大国である。第一に、中東以外ではインドネシアはエネルギー保障上、重要な原油供給源である。石油危機のときには日本も助けてもらっている。第二に、インドネシアは圧倒的に親日国家である。中国やタイなどは外交的に冷たくあしらうところもあるが、インドネシアは違う。親日国を確保することは外交上も大事である。
- 日本にとってのアセアンの重要性という観点からも、外交上、インドネシアは重要な国である。
- インドネシアの混乱は、政治経済社会が過渡期にあるという面を踏まえる必要がある。スハルト以後、民主化運動が行き過ぎた面もあるが、スハルト時代と現在

とを比べると、社会環境も変化しているし、ビジネスのやり方も変わらざるを得ない。こうした環境下にあるため、新しい制度に慣れるのに日本側も時間がかかるのではないか。

- 最近のナイキ、リーボック、そしてソニーのインドネシアからの撤退の動きは、インドネシア側でも重く受け止められた。他方、インドネシア側の投資環境改善の動きとして、一般家庭向けではなく、産業向け料金の値下げを行っている。投資環境改善を意識している。奢ヒ品種の値下げを行う努力もしている。こうした面も評価には値する。もっとも、良くなって褒めると手を緩めてしまう傾向があるのもインドネシアである。
- 日本の援助の戦略的な位置付けを国民に説明せざるを得なくなったのは最近のことであるが、その位置付けについては深い考えがあったかどうかは個人的には疑わしい。国別で見たとき、タイは様々な産業インフラが役立ったように見えるが、インドネシアとフィリピンへの効果は疑問も残る。しかしながら、インドネシアは広大な国土と人口を持つ国でもある。シンガポールと同じ開発の前提条件を当てはめることは難しい。今後は、インドネシアのトップドナーとして、日本はどうやって貸した金を返してもらおうかということが重要である。また、過去を振り返ると、アセアンのリーダーとして頼れる国はインドネシアしかなかったのではないか。日本としてもインドネシア支援は経済的なメリットがあったと思われる。
- アセアンの中で、タイは自分の国のことしか考えていないし、シンガポールもリーダー的な存在ではなかった。国の規模等を考えるとやはりインドネシアがリーダーとして出てくるのではないか。
- 今までやってきた成長戦略が統合されて行われてきたのかどうかという点は疑問である。どういう政策決定が必要かという検討が必要である。
- 96~97年頃、クリントン、スハルト、ド・ゴール宣言の頃は、インドネシアは優等生であった。本当の成長のためのグランドデザインが見られないのはどうかと思う。
- インドネシアはアセアンの盟主だったが、アジア危機の直接の震源地でもあった。開発ビジョンなるものが説明できていない。インドネシアには事業投資先として今後も期待はしているが、過渡期から抜け出せていないように見える。
- インドネシアは90年代、不幸な過ごし方をしたように見える。私利私欲のために経済が喰われ、政府も倒れてしまった印象がある。
- 70年当時と現在とを比べると、インドネシアを巡る経済環境として、中国の台頭が大きく異なる点である。ベトナムもある程度台頭しつつある。したがって、競

合相手が変わってきている。こうした環境変化があるにも関わらず、インドネシアは30年前から変わっていない。自国の人がインドネシアを変えるのが難しいものを、他の国の人支援するのはもっと難しい。セクターフォーカス等によって援助をする必要があるのではないか。

- 工業製品に限って言えば、競争条件が変わってきている。これからインドネシアに工業集積を進められるようなインセンティブがあるのかどうか疑問である。
- インフラに投資して経済をすすめる戦略もあるのではないか。
- 経済特区のような集積メリットも一つのアイデアかもかもしれない。
- 最近の成果について良いことを書いてあげると危機感が無くなる。インドネシアには危機感を叩き込む必要がある。

6・3 日系企業のインドネシアへの対応と政府支援策について

- 日系企業のインドネシアへの対応として考えられることは、既存の工場を現状維持することであり、期待できるのは既存の投資をどれくらい維持できるかである。インドネシアはカントリーリスクが依然として高く、金融信用に問題があり、そのため投資を惹き付けるのも難しい。しかし、資源は多い国であるため、生き残りの道もあるのではないかと思われる。
- 今後インドネシア向けプロジェクト実施する場合、タイド化して成果をインドネシアにもたすことが必要かもしれない。またタイド化によって、日本企業が受注するメカニズムを設けても良いのではないか。ジェットロ調査では企業が求めている支援として、日本政府の援助が政府への支援に留まっており、日系企業へのリターンが見えにくい点が挙げられている。日本企業へインセンティブをどう与えるかが課題である。
- (日本企業への支援としてどのような具体的なイメージがあるか、現地の日本企業に裨益する援助にはどのようなものがあるか、との問いに対して) 税務や法務の整備支援が一番大きなところではないか。この点は日本の所轄官庁が考えるべきところかもしれないが、現地政府の法の適用を円滑に進められるように、日本側としてアクションを取ることが一つと思われる。

第7章 国益に資する経済協力のあり方

第6回アジアダイナミズム研究会

参加者（敬称略）：

政策研究大学院大学	教授（本研究会委員）	大野 健一
慶應義塾大学	教授（本研究会委員）	木村 福成
静岡県立大学	教授	小浜 裕久
立教大学大学院	教授（本研究会委員）	五味 紀男
（有）法木・アンド・アソシエイツ	代表取締役（本研究会委員）	法木 秀雄
財務省国際局	開発金融課長	菅 正広
財務省国際局	為替市場課国際収支室長	浅野 僚也
大臣官房	審議官（貿易経済協力局担当）	黒木 雅文
貿易経済協力局	通商金融・経済協力課長	岩井 良行
貿易経済協力局	通商金融・経済協力課長補佐	高見 牧人
貿易経済協力局	通商金融・経済協力課長補佐	和久田 肇
貿易経済協力局	資金協力課長	小川 潔
貿易経済協力局	資金協力課長補佐	佐藤 朋哉
貿易経済協力局	技術協力課長補佐	岸本 道弘
貿易経済協力局	技術協力課経済協力専門官	比良井 慎司
通商政策局	アジア大洋州課長	杉田 定大
（事務局）		
貿易経済協力局	通商金融・経済協力課	大川 淳悟
（財）国際開発センター	主任研究員	須藤 繁
（財）国際開発センター	研究員	石塚 哲也

7-1 研究会概要

(内容)

第6回研究会では、経済産業省黒木審議官より ODA 大綱見直しの議論の現状、今後の見直し要点についてご説明いただき、その後、静岡県立大学 小浜裕久教授による ODA と国益に関する発表を受け、質疑応答が行われた。また、本研究会事務局である（財）国際開発センターより、他ドナーの援助理念と国益への反映について報告が行われた（付属資料1参照）。

(主な意見)

- ODA 大綱へ「国益」という表現を持ち込むことには依然として意見が分かれる。
- アフリカに対するが外交手段としての ODA と、対アジア経済外交の中の ODA とを分けて考える必要がある。
- アジアに限られた資源を最適配分することは、地理的、歴史的な繋がりから説得力がある。
- アンタイド化をすすめると日本企業の不利益となるという意見がある一方、世界的にはアンタイド化が潮流であるため、タイド化を進める場合にはロジックとして正当性がなければいけない。
- 産業界からもタイド化以外の提言があるべき。
- 個々の課題を寄せ集めても政策には繋がらない。
- 英国が主導するコモンプールについての議論も深まっており、すでに一般論は終わっている。日本もどのように資金を出していくのかを検討する時期にきている。
- 特定の国に対しても「何故この国に援助をしているのか」が不明確なのが現実。日本企業に裨益するかどうか、という視点で考えてみる必要があるのではないか。

7-2 ODA 大綱見直しにおける「国益」の表現について

- どのように ODA チャーターに国益を書き込むかが重要である。
- 「国益」という表現のコンセンサスが得られるかどうか疑問である。この言葉に抵抗感を持つ人も見られる。
- 国益という表現は捉え方が人によって異なるが、国益という表現はこれまでの文書にも表れているものである。
- 国益に関しては長期的なリターンがあることを示すことが必要である。

- 「国益」をオブラートに包んだ表現があると良い。
- アフリカに対する外交手段としての ODA と、対アジア経済外交の中の ODA とでは性格が異なる。明確に分けて ODA を活用するというメッセージが必要である。
- アジアに限られた資源を最適配分することには、納得性がある。地理的、歴史的な繋がりを考えれば、援助を東アジア中心に行うということは国民に対しても説得性があると思う。より狭い意味での国益を全面に出しても良い。年金も経済も廻らない中では、日本も余裕はない。
- 他方、東アジアへの援助はもう止めてもよい、という意見も見られる。
- ベトナムに対しては例えば「潜在的ダイナミズムを顕在化できる」というような表現があたるかもしれない。
- NGO といった民間の努力を大綱に入れる余地はないだろうか。
- 人類愛から援助をすると書く場合、納税者を納得させられない。緊急援助は別として、密接な経済益を国益とすべきである。

7-3 タイド化への動きについて

- ひも付き援助が国益であるという混同が見られる。ひも付き援助は農業保護と同じ発想でしかない。
- しかし、アンタイド化を進めてしまうと、日本企業は競争が不利になる。入札の公正さなどはどの国でも期待できるものではない。
- タイド特別円借款はある特定の技術分野に限定したもので、日本企業のすぐれたノウハウに対してのみタイド化するというものである。本邦技術活用条件もグラントとほとんど変わらない条件と言っても良い。
- アフリカではアンタイド化でなければ援助に入っていけない現実もある。
- タイドローンは、他のドナーからの経済学に基づく質問に対してロジックとして説明がしにくい。どのように正当化するのか。
- 内外一体となった経済政策をしなければいけない。国内では競争入札や透明性を主張しながら、援助ではタイド化を主張するのはどうか。経済協力では透明性が後退しているのではないか。
- NGO はどこで何をやりたいかが明確であるが、企業は ODA を国益のために使って欲しいと言いながら、出てくる考えはタイド化という程度。経団連からの提言もタイド関連が多い。産業界からも明確な発信があるべき。
- 経済産業省のような政策を担うところが企業のニーズを把握し、ビジョンを植え付けられないといけないと思う。ベトナムの件でも 100 社から話を聞いたが、個々の

問題を抽出してそれを寄せ集めても政策にはならない。

7-4 開発援助の動向

- 英国 DFID は日本の援助協力の一番良いパートナーになれると期待できる。英国が主導するコモンプールについての議論も深まっており、すでに一般論は終わっている。日本もどのように資金を出していくのかを検討する時期にきている。
- 特定の国に対しても「何故この国に援助をしているのか」が不明確なのが現実。日本企業に裨益するかどうか、という視点で考えてみる必要があるのではないか。また東アジアの経験を活かすとしても、東アジアの現実もシンガポール、韓国、マレーシアは良いとしても、インドネシア、フィリピンなどはテイクオフしていない。
- 産業政策アドバイザーとして派遣されている人の中には、それが初めての海外活動であるという人もいる。JICA の技術協力は現状グラントであるが、AOTS のように相手国の負担があれば効果も違ってくる。

資料 1 : 主要ドナーに見る援助理念と国益への反映

1-1 主要ドナーの開発援助政策において反映される国益

政府開発援助（ODA）は、開発途上国の経済的・社会的問題を解決するための支援策として実施されるものであるが、国民の税金を財源とするため、政府開発援助を供与する国において、効率的かつ効果的な政府資金の利用について説明責任を求められる。この ODA の説明責任は我が国に限らず、他の主要ドナー国においても一般に求められる条件である。

しかし、その説明責任を果たす上で、政府開発援助の主要な目的が開発途上国の開発を支援するものであるとしても、各国の外交政策や自国産業の育成等、様々な観点との関係において説明責任が求められるのが傾向として伺われる。

以下、ODA がどのような国民の利益を念頭に供与されているのか、また国際社会の中で自国の政治的・経済的立場を強化するのに役立てられているかという観点から、米国、英国、カナダ、フランスの援助政策に関する文書及び法律、援助実施事例等から検証する。なお、各国の冒頭に記した「基本的考え方」は、開発援助の様々な政策・法的文書等に示された表現を要約したものとして取りまとめたものである。また、本資料の末尾に、米国、英国、カナダ、フランス 4 カ国の他、ドイツ、オランダ、スウェーデン、日本を含めた主要ドナーによる開発援助・貿易・投資動向をマトリクスとして比較整理したので参照ありたい。

【米国】

基本的考え方：開発援助を通じた安定的且つ民主的な世界秩序の形成と維持

（1）民主化支援のツールとして開発援助を重視

米国の開発援助で特徴的なのは、開発援助を民主的な世界を形成するための一手段としての役割を担う傾向があることである。表 1-1 に示すように、市民社会や民主主義の重要性を謳う文言の数々が見られる。こうした民主化支援ツールとしての開発援助は、政府開発援助に独立して見受けられる思想ではなく、むしろ、米国の外交政策を含めたより広範な国家政策の基本的な概念として据えられ、それが ODA にも反映されていると見ることができる。

表 1-1 法律・文書等に見られる援助理念的な表現

■ 海外援助法（1961年）	個人・市民の経済的権利の尊重、汚職撲滅・良い統治の促進
■ 国務省「外交戦略計画」	米国民の利益となる、より安定的で繁栄した民主的世界の創造
■ USAID「国益における援助」	自由、安全保障、機会創出が開発の要諦
■ ブッシュ大統領演説 「ミレニアム挑戦会計」	良い統治、保健及び教育の重視、企業家育成

（2）中東和平推進、テロ予防策として ODA を活用

民主主義の世界的な拡大を政策の柱として据える開発援助は、具体的な資金配分先を見ることによって、中東和平やテロ予防策として ODA が活用されていることが窺われる。例えば、表 1-2 に示した米国国際開発庁（USAID）の予算配分先を見ることにより次の点に分かる。

- 政治的・安全保障上の観点から特に関心を有する国々に供与される経済支援基金（ESF）¹では中東地域支援を重視し、エジプト、イスラエル、ヨルダンが主要受益国である。
- 南アジア（パキスタン、アフガニスタン）への ESF が増加している。2003 年度要求額の ESF における半分はパキスタン向け。2004 年度要求額はアフガン向けが大幅増額されている。
- 欧州地域での ESF の 80%はトルコ向けである（2002 及び 2004 年度）。
- 2002 年～2004 年度要求額を通じて、東アジア・大洋州の開発援助の多くはインドネシア、フィリピン向けである（両国で 80%近くを占める）。

上述の被援助対象国に共通するのは、自国内あるいはその周辺国・地域において紛争あるいはイスラム過激派によるテロ行為などの脅威に曝されているということである。こうした傾向は、2001 年 9 月 11 日に米国本土で発生した同時多発テロにより、さらに強調されていることが窺われる。

¹ ESF は国際収支改善のための無償資金供与等の援助

表 1-2 米国国際開発庁 (USAID) の開発援助実績額と予算要求額 (地域別)

(単位：百万ドル)

		2002 年実績	2003 年要求額	2004 年要求額
アフリカ	経済支援額	120	77	77
	開発援助額	454	542	499
	小計	574	619	576
東アジア・大洋州	経済支援額	178	166	152
	開発援助額	72	77	62
	小計	250	243	214
欧州	経済支援額	245	44	220
	小計	245	44	220
中近東	経済支援額	1,802	1,824	1,580
	開発援助額	6	7	6
	小計	1,808	1,831	1,586
南アジア	経済支援額	749	244	398
	開発援助額	84	113	265
	小計	833	357	663
中南米	経済支援額	166	96	86
	開発援助額	220	268	244
	小計	386	364	330

出所：U.S. Department of State, *FY 2004 International Affairs (Function 150) Budget Request* より抜粋。

(3) 「民間援助」が主体的な開発援助を担うものとして機能

また、もう一つの特色として、米国では政府開発援助と共に、「民間援助」の規模が大きいことが挙げられる。例えば表 1-3 で示すように、政府開発援助 (ODA) 総額が 99 億ドルであるのに対して、米国民間援助総額は 336 億ドルで、米国による国際援助総額のおよそ 60% を占めている (2000 年推計値)。

この中で、「米国政府開発援助」と示されているのは USAID や平和部隊、世界銀行等の国際開発機関への拠出金であり、「その他政府援助」は米国輸出入銀行や海外民間投資公社 (OPIC) 等の政府関係機関による援助額である²。

他方、民間援助の詳細項目として示されている「民間ボランティア組織」は、プライベート・ボランティア・オーガニゼーション (Private Voluntary Organization : PVO) と呼ばれる非営利組織を指している。USAID に登録された PVO の数は、1979 年は 139 団体であったが、2000 年には 436 団体に増加している³。また、民間援助の中で最も金

² USAID, *Foreign Aid in the National Interest*, 2002

³ USAID, 同上

額が大きい「個人送金」は、移民国家である米国社会を象徴する現象である。米国の移民者による主要な送金先としては、中南米、インド、中東、そして東欧の各地域が報告されている。

こうした民間援助の拡大は、世界において拡大させようとする民主主義を踏まえた開発援助の理念が、政府のみならず市民社会においても根付き、浸透していることを反映している。今後 10 年間の米国の国際援助総額に占める米国政府開発援助割合の予測は、2010 年は 19%と、2000 年の水準から大きな変化は見られないが、米国民間援助の割合は 2010 年には総額の 65%に増加することが予想されている。

表 1-3 米国の政府開発援助と民間援助の割合

	US\$ (百万ドル)	総額に占める割合 (%)
米国政府開発援助	9,900	18
その他政府援助	12,700	22
米国民間援助	33,600	60
財団・基金	1,500	3
企業	2,800	5
民間ボランティア組織	6,600	12
大学	1,300	2
宗教・慈善団体	3,400	6
個人送金	18,000	32
米国国際援助の総額	56,200	100

出所：USAID, Table 6.1 “Estimated U.S. International Assistance to Developing Countries, 2000”, *Foreign Aid in the National Interest*, 2002.

【英国】

基本的考え方：「貧困削減」が開発援助の中心テーマ

(1) 効率性、民間部門の活動を重視

英国の開発援助は、途上国の「貧困削減」を中心テーマと据えながら、貧困層に裨益するための援助や、貿易・投資などを含めたビジネス活動との関係性を重視していることが窺われる。表 1-3 は「英国国際開発庁 (DFID) 白書」に示された政策コミットメントの項目であるが、一見すると、どこが貧困削減と繋がるのかが見えにくい項目が並んでいる。

しかし、各項目の詳細を見ると、貧困層への裨益を念頭においた活動方針であることが分かる。例えば、「実施能力のある政府と効率的な市場の促進」という項目では、

貧困削減のためには透明性のある政府による統治が必要であり、且つ、貧困層が積極的に市場へ参画し便益を被ることができるようにすることが重要である点が指摘されている。

表 1-4 英国国際開発庁 (DFID) 白書における政策コミットメント

■ グローバリゼーションへの対応
■ <u>実施能力のある政府と効率的な市場の促進</u>
■ 人材への投資、スキルと知識の共有
■ <u>民間金融を取り込む</u>
■ <u>貿易からの利益をつかみ取る</u>
■ グローバルな環境問題への挑戦
■ <u>開発援助をより効果的に利用する</u>
■ 国際システムの強化

出所：DFID, “Key Policy Commitments”, *White Paper*, 2002.

(2) 英連邦コモンウェルス諸国への比重を高め、英連邦諸国関係に配慮

二国間援助額ではサブサハラ地域の 80%以上、南アジア地域の 90%以上が英連邦(コモンウェルス) 諸国⁴への援助である。サブサハラも、南アジアも、貧困問題が特に深刻な地域として知られるが、英国の英連邦関係諸国への比重が高いことは、歴史的な繋がりがあることの他、貧困削減への取り組みを表すものとして見ることもできる。

表 1-5 英国による二国間援助の英連邦諸国への配分 (2001/02 予測)

地域	コモンウェルス諸国への二国間援助額合計 (百万£)	各地域への二国間援助額合計 (百万£)	各地域に占めるコモンウェルス諸国への援助割合 (%)
サブサハラ	443	528	83.9
南アジア	298	319	93.4
中南米	14	55	25.5

出所：DFID, *Departmental Report 2002*.

(3) 英国企業の海外活動を支援

英国の場合、貧困削減には途上国の貿易促進が重要という認識を踏まえ、途上国企

⁴ 現在 54 カ国がメンバー国として挙げられている。

業と英国企業との関係を促進する支援が目立つ。その一環として「企業社会責任」(Corporate Social Responsibility : CSR) 支援に英国国際開発庁 (DFID) も参画している。DFID の役割は、各プログラムへの資金供与である。途上国を支援するとともに、英国企業のグローバル化も支援している。

CSR と開発援助の関係性が強まっている背景には、途上国において、衣料産業等での児童労働の問題や、企業活動による環境影響への懸念が広く認められるようになり、NGO をはじめとする市民社会からの抗議の声が聞かれるようになったことが挙げられる。こうした問題の多くが、開発途上国において認められることから、ビジネス界とのパートナーシップの必要性が開発援助政策にも反映されている。CSR に対する政府支援策は、英国以外の主要ドナーの活動においても認められるものであるが、開発援助との関係の中で CSR を推進している国としては英国の動きが目立っている。

表 1-6 英国国際開発庁 (DFID) による CSR 支援策例

主な DFID 支援策	概要
ビジネス・リンク・アジア	<ul style="list-style-type: none"> ■ 多国籍企業による中小企業育成のための技術移転、多国籍企業と途上国中小企業の関係構築 (インドネシア、ヴェトナム)
開発のためのビジネス・パートナー	<ul style="list-style-type: none"> ■ ビジネス、市民社会、現地政府の関係促進による長期的なビジネス機会支援。 ■ ワークショップ等の開催による知識の共有。
倫理的貿易イニシアティブ (Ethical Trade Initiative)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 英国企業・NGO・労働組合による、途上国労働環境の向上と途上国との貿易促進を意図した活動。 ■ ILO に基づく労働規約をベースとして、現地調達先の労働環境評価を実施。

出所：DTI, *Developing Corporate Social Responsibility in the UK, Departmental Activities: Department for International Development*

【カナダ】

基本的考え方：貧困削減と、より安定的で公正且つ繁栄した世界への貢献のために持続可能な開発を支援

(1) カナダ企業の機会拡大と比較優位分野に重点

カナダでは、1995年に公表された外交方針文書「Canada in the World」がカナダの国際協力のあり方について位置付けている。カナダの場合、他の主要ドナーよりも明確に自国の利益に資する ODA という観点を示している。特に表 1-7 で示されているように、その援助原則の一つは、カナダが比較優位性を持つ分野において、自国のノウハウを活用することとしている。また、その比較優位性を持つ分野の一つとして、カナダのエネルギー関連産業が挙げられるが、カナダ国際開発援助庁 (CIDA) のウェブサイトでは、ODA を通じたカナダのエネルギー関連企業のビジネス機会拡大を示す文書が見られ (表 1-8)、ODA とカナダのビジネス界との強い関係性が窺われる。

表 1-7 カナダの援助原則

■	途上国ニーズに基づく参加型による対応をはかること
■	地場の知識の活用すること
■	自立型援助の促進すること
■	他機関とのコーディネーションを考慮すること
■	カナダが比較優位性を持つ活動においてカナダのノウハウを活用すること

出所：Ministry of Foreign Affairs and Trade, *Canada in the World*, 1995

表 1-8 石油・ガス部門におけるカナダの援助重点分野

■	透明性ある法的・財政的・規制枠組みの開発
■	石油・ガス産業を規制する主官庁の開発と強化
■	石油・ガス技術の研修機関及び調査機関への移転
■	エネルギーと環境の関係における知識と理解の普及
■	カナダの石油・ガス産業との組織的・商業的関係の強化

出所：CIDA, *CIDA and Development in the Oil and Gas Sector*.

【フランス】

基本的考え方：援助を通じたフランスの政治・経済・文化的プレゼンスの保持

(1) フランス語圏旧植民地（特にサブサハラ・アフリカ地域）を援助重点地域と位置付け

2000年現在、主に2国間援助の対象となる優先連帯地域（ZSP）に該当する合計55カ国・地域は、フランス語圏旧植民地を含む、サブサハラ・アフリカ41カ国、中南米・カリブ海5カ国、アジア3カ国、北アフリカ3カ国、中近東2カ国、大洋州1カ国である（表1-9）。この優先連帯地域は常に見直しを行うとされ、サブサハラ・アフリカの割合は若干減少傾向にあると言われる。

しかし、それでも同地域への援助が著しいという点は、変わりはない。

表 1-9 フランスの優先連帯地域 (ZSP) (2000 年 1 月現在)

地域	ZSP (55 カ国・地域)
北アフリカ	モロッコ、アルジェリア、チュニジア
中近東	レバノン、パレスチナ地区
サブサハラ・アフリカ/インド洋	南アフリカ、アンゴラ、ベナン、ブルキナ・ファソ、ブルンディ、カメルーン、カーボ・ヴェルデ、中央アフリカ、コモロ、コンゴ共和国、コンゴ民主共和国、象牙海岸、ジブティ、エリトリア、エチオピア、ガボン、ガーナ、ガンビア、ギニア、ギニア・ビサオ、赤道ギニア、ケニア、リベリア、マダガスカル、マリ、モーリタニア、モーリシャス、モザンビーク、ナミビア、ニジェール、ナイジェリア、ウガンダ、ルワンダ、サントメ・プリンシペ、セネガル、セイシェル、シエラ・レオーネ、タンザニア、チャード、トーゴ、ジンバブエ
アジア	カンボジア、ヴィエトナム、ラオス
大洋州	ヴァヌアツ
中南米/カリブ海	キューバ、ハイティ、ドミニカ共和国、小アンチル諸島、スリナム

出所：フランス外務省

(2) フランス文化の普及を背景とした教育支援

フランスの開発援助における重点分野は多方面に渡り、フランス援助庁 (ADF) 文書においても、広範な援助分野が示されている。これを表 1-11 で示した分野別の割合で見ると、他ドナーと比べて特に教育部門への援助割合が突出していることが分かる。この教育部門の重視は、教育が貧困撲滅や持続的開発をすすめる上で不可欠の要素であるという認識に立つと同時に、教育を通じたフランス語並びにフランス文化の普及を図ろうとする意図も見え隠れしている。実際、開発援助における技術協力でもフランス語教師の派遣等の割合は高い。

表 1-10 フランスの援助重点分野

■ 生産的な投資の強化 (主要経済インフラ、中小企業開発、職業訓練、農業生産)
■ 基礎教育、保健、飲料水へのアクセス (都市周縁部・農村地域への初等教育、大学・職業訓練学校、一次医療センター・地域病院、通信・情報技術の利用)
■ 地方・都市・農村の開発
■ 環境保全 (プロジェクト管理上の環境影響評価の統合、環境保全を目的としたプロジェクトの形成)

出所：ADF, *The Group's Strategic Priorities*.

表 1-11 フランスと他ドナーとの援助分野の比較

(単位：%)

2000年	米国	英国	カナダ	フランス	日本(参考)
社会行政インフラ	39.1	26.8	31.7	39.1	23.6
教育	2.5	6.3	9.9	22.1	5.3
基礎教育	1.9	2.6	1.1	1.5	0.3
保健	3.6	8.3	2.0	3.2	2.1
基礎保健	3.5	4.8	1.8	0.5	0.5
人口	7.0	3.0	3.9	0.4	0.2
水供給・衛生	1.1	1.6	2.9	3.5	13.6
政府・市民社会	6.1	4.1	11.9	2.6	1.3
その他社会インフラ	18.7	3.6	1.1	7.2	1.1
経済インフラ	13.8	6.5	4.5	4.5	32.0
運輸・通信	0.3	2.8	2.0	2.3	25.2
エネルギー	1.1	2.3	1.2	1.2	6.1
その他	12.4	1.4	1.4	1.1	0.7
生産	4.8	12.6	6.9	6.6	8.3
農業	4.0	6.3	4.5	5.2	6.1
産業・鉱業・建設	0.8	6.2	1.8	1.4	1.9
貿易・観光	-	0.1	0.5	0.0	0.2

出所：OECD, “Table 19 Aid by Major Purposes in 2000”, *The DAC Journal* 2002 Vol. 3, No.1.

1-2 自国ビジネスに対する政府開発援助を利用した支援策

本節では、政府開発援助としての位置付けと共に、自国・地域関係国の経済益に資するような取組みとして実施されている政府支援策の事例を紹介する。

(1) 米国政府による「アジア環境パートナーシップ」

米国の国際開発庁 (USAID) は、アジアにおける環境問題改善と、米国企業のアジア地域におけるビジネス機会創出・拡大を意図した、「アジア環境パートナーシップ」(US-AEP) を実施している。AEP は 1992 年にクリントン政権のイニシアティブにより開始された。

その背景として、アジア地域における持続可能な開発へのニーズが高まっていること、またそれに対して米国の経験、技術並びに環境管理についての情報共有化についての期待が高まっていることが認識されたとされる。

プログラムの目的は、米国の環境技術・管理手法をアジア諸国に移転することにより、アジア諸国の経済成長と持続可能な開発、米国とアジア諸国の間での貿易・環境

に資する関係を支援することである。

プログラムは次の4つから構成される。

表 1-12 US-AEP のプログラム

■ 政策プログラム	アジア地域における環境対策の知的支援
■ 都市プログラム	NGO などとの協力関係構築、環境対策におけるベストプラクティスの普及
■ 産業プログラム	産業部門の環境対策の改善、サプライチェーンのガイドライン設定、エコ産業地域の改善
■ 技術協力プログラム	民間部門の参画促進、技術移転、環境保全能力の向上

出所：US-AEP 資料

AEP のリード機関は USAID であるが、商務省、環境保護局（EPA）といった連邦政府機関が協力機関として、また民間企業ではジョンソン&ジョンソン、NIKE、フォード、United Technologies Corporation が協力企業として参画している。

（2）ビジネス機会拡大に根ざした EU の開発援助プログラム

EU も米国に類似したビジネス活動に資する開発援助の取り組みが知られている。中でもアジア地域における各種プログラムは、アジア諸国の開発援助という目標を通じて、EU 加盟国企業のビジネス機会拡大を意図している点において、米国の US-AEP と類似したプログラムである。

表 1-12 は、アジア地域に対する EU としての開発援助プログラムの事例をまとめたものであるが、いずれも EU 加盟 15 カ国が参画できるプログラムである。これらのプログラムは表中に示した 17 カ国のアジア諸国を受益国として定め、環境、投資、都市開発、情報通信、そして教育の各分野における支援を行う内容である。教育についても、いわゆるサービス産業として位置付けられ、特に、大学、大学院などの高等教育機関についてアジアからの留学生受入を促進しようとする動きが見られる。

表 1-13 欧州企業のアジアでの活動に根ざした EU の開発援助プログラム事例

プログラム名	アジア エコプログラム (Asia Eco Programme)	アジア インベスト (Asia Invest)	アジア Urbs プログラム (Asia Urbs Programme)	アジア 情報通信 (Asia IT & C)	アジア リンク プログラム (Asia Link Programme)
支援分野	環境	投資	都市開発	情報通信	教育
目的	環境技術パートナーシップによる持続可能な開発と投資の促進	EU-アジア諸国間のビジネス協力の支援	都市間の技術的・経済的協力の推進	情報通信分野のEU-アジア間の協力関係促進	EU諸国とアジア諸国の間の高等教育機関のパートナーシップ促進
支援策	■ プロジェクト開発	■ ビジネス マッチメイキング構築	■ 都市開発プロジェクトをすすめるための資金供与	■ Co-financeによる情報通信プロジェクト支援	■ EU-アジア間の高等教育機関の関係強化のための資金供与
	■ 共同振興事業	■ アジア民間部門開発の支援	■ プロジェクトを通じた技術移転		
	■ 政策円卓会議	■ ネットワーキング、制度開発	■ 地方政府の能力開発		
	■ F/S実施支援				
各プログラムにおけるアジア対象国 (17カ国) アフガニスタン バングラデシュ ブータン カンボジア 中国 (香港・マカオは除く) 東チモール インド インドネシア ラオス マレーシア モルジブ ネパール パキスタン フィリピン スリランカ タイ ヴィエトナム					

出所：European Commission, EuroAid

資料 2 : 東アジアにおける日系企業活動の課題と政府支援策へのニーズ (企業ヒヤリング調査結果)

本件調査では、各回研究会における報告並びに議論の他、現在、東アジアに進出している日系企業が抱える事業課題や、政府支援策への評価を検討する情報収集のため、同地域で事業展開する主要日系企業に対してヒヤリング調査を行った。ヒヤリング調査は、2003年2月に、東アジアにおいて製造・販売・購買などを手掛ける合計11社を対象として実施された。対象とした産業は次のとおりである。

自動車・自動車部品メーカー (2社)

電機・電子メーカー (3社)

商社 (2社)

素材 (ガラス・ベアリング) (2社)

エンジニアリング (1社)

重工メーカー (1社)

2.1 東アジアにおける日系企業の事業展開

中国のWTO加盟により、中国市場への関心が特に高まりを見せているが、本件ヒヤリング調査では、中国を、潜在的可能性を秘めた市場として意識している企業は多いものの、現在のところ、アセアン地域から中国へ製造・販売拠点をシフトさせようとする企業は必ずしも多くはないことが窺われた。

これはアセアンでの事業展開に長年の歴史を持ち、品質管理の面でもタイヤマレーシア等において実績を得ているため、中国での労働コストに優位性が見られるとしても、アセアンから中国へ簡単にシフトできるような状況にないことを示している。また、中国への進出に際しても、同国を潜在的市場として位置付ける企業は多いが、製造拠点、さらには世界市場への輸出拠点として位置付けている企業は必ずしも多くないのが現状である。その意味から、アセアンの製造拠点としての地位の低下は短期的には見られないことが窺われる。

今後、中国の国内経済環境整備が進むことにより、中国への関心が益々高まることは想像に難くないものの、当面は、様々な産業において、アセアン、中国の両軸を重視した事業展開が予想される。

2.2 東アジアにおける事業上の課題

日系企業が直面している事業課題としては、以下の諸点が抽出された。

知的財産権の侵害
現地政府による法制度・運用の問題
外国資本規制・合併事業上の課題
ローカルコンテンツの課題
労務管理上の課題
インフラの未整備
研究開発への懸念
経済環境の影響
環境ビジネスの課題

【知的財産権の侵害】

(自動車部品メーカー)

- プラスチック製ファスナーの廉価模倣品が市場流入していることが挙げられた。但し、廉価品は材質に問題があり、納入先である進出先の日系自動車メーカーの品質への監査条件の厳しさから、品質における信頼関係が廉価製品に対する防波堤となっている面も見られる。また知的財産管理については、海外の製造現場に知的財産関係者を置く人的余裕がないため、本社で対応しなければならないという課題があるという。

(エンジニアリング)

- 地場企業に図面の提供を要請され、しばらくすると多少内容を変えたものを自社のものとして他国に売り込んでいるケースが見られる。中国企業とライセンス契約を結んでも、中国の場合、国内法上 10～12 年程度で期限切れになるため、知的財産対策には苦慮している。British Petroleum は中国での知財関連の係争をいくつか抱えていると聞くと、当該案件の進捗やその後の案件の受注にも影響が出る恐れがあることから、提訴するという形での解決は避けているという。

(ベアリング)

- ベアリングでも多数の偽造品が出廻っているという。偽造品が自社の銘柄で輸出されることもあり、自社で関知しないところでビジネス上の問題を引き起こす可能性がある。カタログ写真の盗用も頻繁に見られる。こうした諸々の知的財産権の侵害について、ベアリング工業会でもロビー活動をしているが、対応には苦慮

しているという。

(電機・電子)

- 東アジアにおける最も大きな課題は知的財産(デザイン、商標登録含む)問題と位置付けている。東アジアはどこでも大きな問題である。日本企業の競争力の鍵となりつつある。専門人員を置き、専門の会社と契約、各国政府の担当部門と密接な協力を得て、月数回は現場を押さえる等の対策を取っているが捕まってもたいた罪にもならないのでなくなるという。中国のWTO加盟により政府も知的財産に対する保護意識を高めているが、成果は上がっていない。輸出の場合は輸出先の裁判所に代理店を訴える等の対策も取れるが、中国国内での提訴は難しいのが現状である。

【法制度・運用の問題】

(電機・電子)

- 中国国内のハードのインフラはある程度整備されているという印象を持つが、ソフト面でのインフラ(行政サービスや人)が今後の課題。法律の施行・運用も発展途上にあり、WTO加盟を果たしたものの、依然として同協定に合致しない面も見られる。また、地方間の格差があり、法解釈が異なるなどの課題もある。WTO協定の履行が全国に波及するかどうかは課題である。

(ベアリング)

- 中国では輸入品販売の課題も見られる。中国のWTO加盟により、外貿権への規制が無くなり、誰でも輸入を行うことが出来るようになったことは前進であるが、販売の方は別途権利を取得する必要がある。もっとも生産における輸出義務が撤廃されたことは前進と評価している。

(商社)

- 法運用の現場では不徹底であるケースが多く、日本の行政システムを学ぶ機会へのニーズは高いのではないかとしている。法体系が未整備な部分もあり、裁量的な法運営も問題。この点、地道な話ではあるが、政府支援策として、法整備の強化(人材の育成)を行うのも手ではないか。何より、こうした裁量的な法運用では、手続きが不透明であり、その国から撤退したくなる要因ともなり、相手国にとってもメリットは少ない。例えば、ベトナムのように突然2輪車への関税適用となると、何故突然?という風に思ってしまう。また、関税の支払いも煩雑で、国によっては「袖の下」を通して便宜を図ってもらうなどという話もあり、関税手続きの透明化という面でも改善の余地がある。

(電機・電子)

- インドでは政府があらゆるところから税金を取ろうとしており、法の改正もしばしばである。最高裁で争っている案件もある。中国は、特に広東省、広州市で問題が多い。中央から税金等の徴収を徹底しろという指示もあるようで税務局が定期的に来てグレーゾーンの問題を指摘され罰金を求められる。また、駐在員への給与のドル支給はだめとか、輸入製品の木箱の燻蒸処理が必要等、細かいことで、上海や北京では問題にならないことが問題になる。

(重工メーカー)

- 中国では、WTO加盟によって、内外差別を改善しようとする動きがあるのは良いが、これまで外資を優遇していた条件が無くなるため(税制面での優遇措置)、継続を期待したいとしている。また、請負契約に関する法令変更により、中国国内に実績のある法人しか入札資格がない。海外での実績も考慮するとともに、現地法人がなくても参加ができるようにして欲しい。台湾では、Permanent Establishment (PE) の設置に関する規定が無く、プロジェクト毎に税金をおさめなければならない。そのため、租税条約により二重払いを無くす方向が望ましい。
- また、インドネシアでは、ODA プロジェクトであるにも関わらず税金徴収があり、国際的慣習に反する。フィリピンでは電力料金の高さ、治安体制の問題がある。フィリピンでは、ゴミ焼却が禁止されていることから、発電焼却炉の市場も凍結している状態。一人あたり GDP が 4,000 ドルを超えるところだとゴミを焼却する傾向にあるが、ゴミが残されている方が回収業者の利益にもあるとして、ゴミの焼却の市場は難しい。マレーシアでは、電力事業における外資比率の規制が問題。

【外国資本規制・合併事業上の課題】

(自動車部品メーカー)

- マレーシアの製造拠点は家電製品向けが中心であるが、現地資本優遇措置のため、40%までしか資本保有できない問題がある。現在は 100%の出資となっているが、これは、パートナー相手が、経済危機で頓挫してしまい、肩代わりしている結果である。現在、100%出資から再び現地資本を優遇するため 40%にする要請を受けているとのことである。

(ベアリング)

- 虹山へ進出したとき、中国地方政府から、虹山への合併事業を認可すると同時に、辺鄙な地域となる昆山への合併事業も進めるよう要請を受けたという。事業規模から見れば、昆山の生産規模は大きくないため当初は黒字化に苦慮したという。

昆山には、日系自動車メーカーも進出していたが、結局撤退し、その撤退時にも条件としてエンジンを送るなどの措置を求められている。そのため、簡単には撤退も出来ない。特に、昆山では、外資導入の事例は一社の合弁のみという状況にあるため、撤退したいと考えても、地方政府がこだわって、撤退を認めさせないのではないかと考えられる。合弁事業相手は国営企業であるため、財務内容も不透明で、合弁相手先の経営存続には心配をしている。また、合弁事業は、合弁相手先企業敷地内にあるため、電力受入も合弁相手先企業に委ねている。しかし、合弁相手先企業の電力料金未払いのため、事業にも影響が表れている。送電線を独自に引くには費用もかかる。

(電機・電子)

- マレーシアでは、出資比率の規制もあり、中華系以外の民族企業への出資を要請されることもあるという。タイでは、知的財産に関わる人材不足のため、特許申請をオーストラリアで行うという例も見聞するという。

(商社)

- シンガポールでは、外資と内資の間にほとんど格差はないが、タイでは内資保護が強いため、一定の内資がパートナーに必要である。一番問題が多いのはマレーシアとインドネシアである。マレーシアは日本との取引は認められても、三国間取引は認められない。またマレーシア人保護という政策のため、従業員の7割をマレーシア人とししない企業はマレーシア企業と認めないという規制もある。

【ローカルコンテンツの規制】

(エンジニアリング)

- 中国では工事を請け負うにあたり、現地法人が必要であることや、ローカルコンテンツの規制がある。ローカルコンテンツについては、調達品の50%は国内で調達しなければならない等の規制がある。

【労務管理上の問題】

(自動車部品メーカー)

- 現地における人材確保について、一般工場従業員の確保は問題とならないが、マネージャークラスの確保は難しいという。確保したとしても、身に付けた技術と共に独立してしまう、あるいは他企業へ移ってしまうケースも多いという。(マネージャークラスは、概ね、日本で言えば、短大、高等専門学校卒レベル。)社内研修を行い、自社のやり方を教授する機会を設けているが、韓国製造拠点のレベルが上

がったこともあり、韓国から他国工場へマネジャーを派遣することもある。特に不足しているのはCADデザイナーである。

(ベアリング)

- 一般工場労働者の確保には事欠かないが、管理職、エンジニアレベルの人材確保は難しいとのことである。また、雇用しても次の就職のステップと位置付ける者もいるため、定着率の低さも課題である。

(商社)

- 労務問題については、インドネシアとフィリピンでの問題が挙げられている。インドネシアは最低賃金を法令で定めたため、最低賃金が急上昇している。民主化のかけ声もあり労働組合の声も強くなっており、道理に合わない要求をしてくることもある。(日本企業が狙い撃ちされているとする意見もあると言われる。)

(重工メーカー)

- 韓国においては、現地活動における課題としては、韓国における退職金制度が挙げられている。外資差別ではなく、全企業が対象となっはいるが、従業員が辞めるときの退職金支払いの負担が大きいとしている。

(ガラス)

- 日本側の課題として、技術研修等のため、現地から研修員を受け入れることもあるが、日本の入国管理でのビザ発給手続きに時間がかかることもある。他方、日本人指導員が現地へ出るためのワーキングビザの取得にも時間がかかることがある。

【インフラの未整備】

(電機・電子)

- 改善されているとはいえ、依然としてインフラの未整備についての課題が挙げられている。例えば、中国のインフラ不足は歴然としており、内陸向けにはトラック輸送が中心であるが「製品がこわれる」こともよくある。パソコン等の高付加価値製品は飛行機輸送が中心であるが、空港ターミナルに屋根がついていない地方空港では、降雨により製品が濡れてダメージを受けてしまうこともある。

(エンジニアリング)

- ミャンマーは人口5,000万人を抱え、天然ガス資源も有することから、将来性はあるものと思われるが、電力不足といったインフラの未整備の問題が挙げられている。

【研究開発への懸念】

(電機・電子)

- 基幹部分の研究開発は国内で行っているが、最近ではアセアン拠点でも開発力を上げつつある。しかし、R&Dを海外へ移管することは、社内でも議論が分かれ、今後の重要なテーマである。日本の大学卒業者の数も年々減少傾向にある一方、中国では、数少ない大学を卒業したエリートの数も年々増加している。競争力を維持・向上させる上で、日本以外にR&Dの源泉をどこに持つべきかが問われている。欧米企業は、すでに中国の優れた大学卒業者に目を付けている。
- また、R&Dを海外へ移管することの課題は、企業の競争力の維持・向上の他、言葉の問題、機密保持の問題、企業に対する忠誠心の問題、輸出管理上の問題、そして現地管理の問題など多岐に渡る。不正競争防止法の確保が必要になる。

【経済環境の影響】

(ベアリング)

- 東アジア事業展開におけるリスクとして、需要の変化による生産体制への影響を挙げている。例えば、ベアリングの代わりに別の方式(流体軸受など)を導入する動きは、生産へも響いてくる。またタイの経済危機のときには、自動車生産の大幅縮小により、工場能力に対して大幅な需要不足が発生した。このときは、日本国内工場で生産していた製品を請け負う形で、稼働を続けることができた。

【環境ビジネスの課題】

(電機・電子)

- 環境ビジネスという観点から、日本のソーラーエネルギー事業は、まだ国際的に競争力はあると見ているが(価格では日本が最安値)、これも為替が現状のレベルであるから競争力があるとしている。技術的にはさほど複雑ではない製品であるため、実際には、中国、インドの地場企業も力を付けており、両国のソーラーエネルギー市場も地場企業の進出が著しい。知的財産の侵害というよりは、特許以外のノウハウ部分の盗用が大きい。そして、相手国政府から資金回収が出来ないということが一番の課題である。

2.3 政府支援策への期待・コメント

(商社)

- 日本政府には法制度面の運用に関して、現地政府に対するプレッシャーをかけて、法制度の適切な運用を促すようにして欲しい。ベトナムの突然の関税率上昇に見られるように、企業活動を中止せざるを得ないような事態が発生するため、突然の政策変更をやめるように政府として働きかけをして欲しい。2 国間協定の中で法整備改善へのプレッシャーをかけることも有効ではないか。さらに現地企業との紛争処理にも迅速な手続きが出来るような支援があるとよい。例えば、2 国間での紛争処理システムのようなものがあれば理想ではあるが、それが難しい場合でも、国家を跨いで公正な裁判手続きが出来る機関が必要。ちなみに現地での係争では、現地の弁護士を雇うのが通常であるが、こうした人材育成も今後重要ではないか。
- 円借款については、被援助国の案件実施の迅速性に課題がある。900 億円の事業規模の中で、消化されているのは 450 億円程度ではないか。この問題には被援助国側の事務処理能力、非効率さが主要因である。貿易保険については特に問題と感じることはないが、付保の基準緩和を進めてもあらえると有り難い。
- 中国の農業製品に対してセーフガードを発令した結果、対中国輸出品への報復関税がかけられたように、日本政府もセーフガードの発令には慎重であるべきであろう。
- エネルギー分野について、石油・ガス開発というものが商業ビジネスである中で、石油公団の解組で日本のエネルギー開発が今度どのように変化するかを懸念している。日本としての石油・ガス開発の体制造りへの不安定感があり、政府の手の打ち方に注視している。また、東アジアには多数の日本企業が進出しているところであるが、エネルギー危機がアジアに発生した場合、どのように政府は対応するのか。その意味では、エネルギー確保の支援もあって良いのではないか。日本を除けば、石油備蓄を持っている国はほとんどない現在、エネルギー確保は、アジア全体の課題として考える必要がある。石油・ガス開発については、中国はイラクの利権確保にも動き、自主開発の動きも活発化している中で、日本はどうするのか。
- 輸出管理体制への批判は、国際協調の議論に関わるため、運用姿勢の問題は一省庁だけの判断で述べられるものではなく、外交上の立場がこれに表れている。例えば、イランへの輸出では、ILSA による米国の対応を日本企業も恐れるが、その政治リスクは企業が取らなければならない。米国はダブルスタンダードを用いて、米国企業の保護には力を入れるが、日本政府が米国の基準にあわせる場合、日本

政府は日本企業を守ってくれるのかどうか不安も残る。

- 中国は市場の大きさや政治力による存在感があるし、北朝鮮は核がある。日本は資本や技術力という面での強みがあったが、軍事面での貢献が難しい現在、市場競争力も落ちてくると、特徴が無くなっていくような懸念がある。アセアン諸国がアセアンに加盟するのは、それなりのコストもかかるが、安全保障上のメリットが大きいためでもある。安全保障が無いところでは経済益を高めることも困難である。仲間に入ることが国益に繋がる。国益の延長でなければ、日本企業を守ることは出来ない。武器輸出にしても、日本は現在出来ないが、見直す必要も出てくるかもしれない。
- こうした中で、日本の援助の役割を明確化するべきである。日本は軍事面での貢献ができない代わりに、民事による平和を促している。(米国の軍事面での貢献も、米軍の海外での駐留にはそれなりに大きなコストがかかっている。)ODA 予算を安易に減らそうとするのは、そこに明確な理念がないからである。目に見えないものへの貢献という意識があっても良いのではないか。その意味では、企業益にはつながらないかもしれないが、基礎的人的ニーズ (BHN) 分野での援助がもっと重要になるのではないか。

(エンジニアリング)

- F/S 支援については、時間がかかり過ぎるという印象がある。基礎調査から始まり、円借款に至る時間が長過ぎる。タイムフレームをもう少し縮める方策があれば有り難い。一つの問題は要請主義。先方からの要請があって初めて案件が来るという話であるため、受注に結びつかない。環境分野など日本としては是非やるべき分野というものについては要請主義を超えて日本から主体的に提案して行うという仕組みがあってよい。また、STEP の対象分野を広げてもらえると有り難い。
- JBIC 及び NEXI における環境ガイドラインは、今後の運用次第では足枷がはめられるのではないかと恐れている。諸外国と比べても一番厳しい内容になったと感じる。これにより時間がかかることになって途上国側が日本の資金を受けないという動きが広がることを懸念している。
- CDM について ODA が活用できなくなるのはたいへん困るので交渉をがんばってもらいたい。JBIC ローン (旧輸銀) については、結構やってくれているという印象はあるが、プロジェクト・ファイナンスについては不慣れなためなのか、手続きに時間がかかる。そのため、JBIC を外してプロジェクトを組成せざるを得なかった例もある。JBIC はプロジェクト・ファイナンスに慣れていないという印象がある。

- 国別戦略として支援対象国がある場合、ナショナル・プロジェクトに近いものについては、官民一体となって、円借款、人材育成を組み合わせることを検討して欲しい。F/S 支援についても通年に 1 回程度ではなく、米国のように通年で案件を常時受け入れてくれるシステムがあれば有り難い。NEDO・JETRO・プラント協会それぞれの F/S はそれぞれの観点を持って審査しているのはわかるが、特に NEDO は審査が厳しく、使い勝手が悪いのを何とか改善してほしい。
- 案件の採択についていうと、コンサルタント会社の申請は熟度が低いように感じる。エンジニアリング会社の場合、提案内容にはその次の動きを考えている場合が多いと感じる。

(商社)

- 政府支援策についての評価ということで、今回、現地事務所からのコメントを要請したところ、予想以上に政府支援策への評価は高いことが分かった。特に、JETRO の情報や人材育成支援に係る支援は評価が高い。逆に、「こうした良い支援策があるのに、使い勝手などがあまり知られていないこともあり、もっとアピールしたらよいのではないか」というコメントも見られる。要望としては、インドネシア、ミャンマー、ベトナムへの貿易保険の適用に柔軟性をもちたいという意見がある。

(電機・電子)

- 理想は、ソーラーエネルギーの販売を商業ベースですすめられるということであるが、現在の政府支援策は、政府間レベルでの交渉に基づくためか、そこから商業ベースに至る道筋が描かれていないという印象を持つ。ソーラーエネルギー事業に限って言えば、円借款も資金規模が大きすぎるため利用が困難。環境円借款の規模縮小や、国家レベルではなく、もっと下のレベル(省レベル等)で事業機会を得られるようなスキームがあると良い。そして、借款においても貸した資金が返してもらえることが重要。現状、CDM のように、環境問題を一つのお題目として相手国政府に提言するのが切り口の一つであるが、どの途上国も環境問題をプライオリティの上位に持ってくることはないという懸念もある。また、他国のようにトップセールス的に政府が動いてくれるのも良いのではないかと。相手国政府に対して提言がなければ新しいものへの要請もない。
- 現状のスキームは長期的な視野にたった支援策という位置付けではないように見える。安全保障のために必要な支援は必要であると外務省も発言すべきではないか。また、現地の大使館は外交の出先機関であるため、企業のためには動いていない。JETRO がそのような役割を果たしているはずであるが、最近では日本企業の

輸出振興という観点での動きも見られず、逆に対日輸入振興の方が活動の中心であるように見えるため、JETRO の役割を見直すことも一案である。

- ODA におけるソーラーエネルギーは、外務省の視点では Basic Human Needs(BHN) という点が重視され、経済産業省の視点では、研究開発協力という面で関連がある。途上国向けソーラーエネルギー事業の課題としては、まず、相手国政府に普及を促すスキームが無いという点が挙げられる。民間企業が進出する前提となるのは、市場がそこにあることその他、市場から資金が回収できるという条件が重要。ソーラーエネルギーが、他目的の利用に適切であるという性格も災いして、受け手のカウンターパートが多種多様となる。相手国政府に適切なカウンターパートが見つけれられるかがポイントとなる。(日本でも状況は似ており、例えば、地方自治体にソーラーエネルギーの売込みをする場合も、環境課、企画課、観光振興課等、多方面に渡ることが多く、情報収集にも手間取ることが多い。) 国際機関を通じての応札情報等も一括して見られるものがなく、情報の分散が問題。

(自動車メーカー)

- 政府支援策への評価については、技術協力などでも、これまでの 100% 支援という発想から、多少現地側にも負担してもらうようなスキームがあってもよいのではないか、という議論はある。但し、フィリピンやベトナムでの部品会社の現状を考えると、裾野産業を進められる状況にはまだなっていない。イントラ・カンパニー・トレーニングと称した社内研修も実施している。ODA 予算を使った裾野産業カンファレンスも裾野産業の育成を目的に行われているが、現実にはうまくいっていない。タイはともかく、地場企業が脆弱であるため、日本メーカーが納めて欲しいものを作れる会社がない。自動車メーカーが同カンファレンスで接触を持ったが、うまくいった例はまだない。(但し、情報収集では役立つ面もある) そのため、部品メーカー育成は容易ではない。そのカンファレンスのあり方も、日本企業への売り込み方といったテーマによるワークショップ、セミナーを併設して実施する必要があるかもしれない、などという議論も出ている。
- 現地政府の意識改革は重要である。政府内部に専門家を入れて指導するなどの支援があると良いのではないか。

(重工メーカー)

- 現在の ODA は要請主義を基本としているため、日本企業がやりたいことが ODA に入らない。一方で、メーカーが出られる案件も減っていることから、提案型のような ODA によって、日本企業の利益を配慮して欲しい。そして日本が優位性を持つ技術に関わる案件が多くなるように努める必要がある。OECD のガイドライン

により、電力、セメント関連の案件は無いが、こうしたガイドラインは日本の黒字還流策の時代には有益でも、現在の経済状況では見直しをするべきではないか。長い時間と費用をかけた受注に至るプロセスも、本邦技術では資金的に対応出来ないものや、短納期のために対応出来ない場合、結局ジョイントベンチャーを組んでやるようなケースも多い。こうなると、応札が最終的に決まるころにジョイントベンチャーに加わるような方が労力、資金的にも効率的であり、人が作ったものを取るという事の方が良くなってしまふ。日本の企業のための ODA という見方があっても良いのでは。また、円借款案件では、落札価格が必ず低くなってしまふという問題もある。

- JETRO や NEDO の F/S 支援には参加もしているが、もう少し募集回数を増やしてもらえると有り難い。JODC の派遣専門家に申し込んだこともあったが、その年度の予算が無いからあきらめたというケースもある。F/S 支援では、外務省ルートの支援やフォローも必要ではないか。ロングリストに載った案件も事前に相手国政府から意思表示してもらえると良い。CDM 絡みの案件では、ODA として認めてもらえるような動きが欲しい。これについては経費だけで 3,000~4,000 万円かかるため、F/S 資金を検討してもらえると良い。
- 貿易保険については、付保の可否決定を迅速にお願いしたい。現在最低でも 1 ヶ月かかり、長いものは 5~6 ヶ月もかかる。企業にとっては、保険料をコストとして計上するかどうかという点や、付保期限にも影響してくる。また Non-LG 案件への対応を前向きにお願いしたい。バイヤーが国営企業で信用力があっても、ソブリン LG を要求してくることがあるが、そうした LG が出てくることはまずない。担当省庁レベルの LG で対応して欲しい。取引相手が P 格の場合でも、東アジアでは非常危険についての関心度は高くないため、信用危険もそれに見合う形で考慮して欲しい。

(電機・電子)

- 標準が国毎に異なり、基準を国別、場合によっては工場別取る必要がある。基準を取るのが遅れて新製品販売が遅れるといったことが起る可能性がある。アジアは手続きが煩雑で国による差があるのが問題で共通化を促進してほしい。
- 貿易保険は工業会等を使ってセールスされているが、システムとして問題があるのではないか。子会社取引でもつけないといけないし、組合員の場合は義務化し選択できないので一種税金に近い。また、お金がどのように使われたかが分からない。

2.4 自由貿易協定（FTA）への関心・意見

（電機・電子）

- アジア全体で FTA ができることが理想であるが、FTA の構築は、安全保障を含め、域内での良好な関係作りという意味もある。最近では中国の方が積極的な姿勢が見られるため、日本が遅れているという印象を持つ向きもあるが、日本もマクロ的な考えに基づき動けば良いのではないか。アセアン諸国も中国の影響力だけでは不安もあるため、日本がバランスを取る意味でも連携をすすめることが重要になってくる。
- シンガポールでは、経済開発庁が積極的に動いており、インドネシアや中国にシンガポールの工業団地を設け、擬似 FTA を進めているようにも見える。日本の外資導入は、海外への直接投資に比べ規模が小さいが、これについては、日本も中国から学ぶべきではないか。高コストであること自体は大きな問題ではなく、利益が上げられるかどうかの本質。おそらく外国資本が日本に参入しにくい環境があるためではないか。
- FTA の締結も、関税障壁の撤廃だけでなく、人の移動や技術の交流等も含めた包括的なものが今後は望まれるかもしれない。

（ガラス）

- 板ガラスは日本国内での生産が主流であるため、国内需要がある限り、空洞化への危機意識は大きくはない。FTA やそれに類するものが国家間で締結されるとしても、すでに海外へ進出している企業の多くは、何らかの投資における恩典を受けていることも多いため、関税率の低下という面での恩典は、あまり大きいとはいえないかもしれない。むしろ、為替リスクの低減の方が重要。FTA をやるならば関税だけでなく、経済連携的な、より包括的なものにした方が良いのではないか。これから海外に輸出しようという企業にとっては、日本が FTA を結ぶことには意味がある。
- AFTA が進展すれば、アセアン諸国が一つの市場になるという意味で望ましいが、他方、すでに現地生産を行っており現地を市場としている企業としては、日本・アセアンというような関係の FTA が締結されても、大きな影響はないと考える。中国・アセアンが実施されても、工場稼働の調整を行う程度で、あまりそのメリットやデメリットは無いと思われる。

（商社）

- FTA の推進は重要である。これをやらないで一番困るのは、日本にしか基盤の無

い企業である。多数の国に進出している商社や企業は、日本が FTA を結ばなくても、他の FTA 締結国から出荷すれば良いから、どのような FTA の組み合わせであっても困ることはないが、日本でしか活動していない企業は、FTA が無ければ大きなハードルに直面してしまう。例えば、「日本がメキシコと FTA を結ぶべきか」という議論も、日本がメキシコとの間で FTA を結ばないのならば、自動車会社などは、「米国からメキシコに出せばよい」という論理になる。結局、日本の農業への保護主義が大きな問題であり、農業保護のために他の多くのビジネスが影響を被るのは疑問である。

貿易・投資及び開発援助において経済益を考慮した政府の支援事例（1）

経済益を踏 まえた取組 み	米国	英国	カナダ	ドイツ	フランス	オランダ	スウェーデン	EU	日本
1. 海外市場の拡大に向けた取り組み	・米州自由貿易協定 (FTAA) 構想 ・途上国とのFTA締結の動き ・アフリカ成長機会法 (AGOA)	・EU市場の東方拡大 ・EU-地中海パートナーシップの推進	・米州自由貿易協定 (FTAA) 構想 ・アジア諸国とのFTA締結の動き	・EU市場の東方拡大 ・EU-地中海パートナーシップの推進	・EU市場の東方拡大 ・EU-地中海パートナーシップの推進	・EU市場の東方拡大 ・EU-地中海パートナーシップの推進	・EU市場の東方拡大 ・EU-地中海パートナーシップの推進	・アフリカに対するコトヌ協定 ・EU市場の東方拡大 ・EU-地中海パートナーシップの推進	・アジア太平洋諸国とのFTA締結の動き
2. 潜在的市場の育成に留意した取り組み	n. a.	n. a.	n. a.	・ドイツ投資開発公社 (DEG) による開発途上国・体制移行国の民間企業育成 ・ドイツ技術協力公社 (GTZ) による技術協力供与	n. a.	n. a.	・バルト海基金によるバルト海沿岸国への支援	・EU域内低開発地域の支援 ・アジア情報通信 (Asia IT & C) による情報通信プロジェクト支援	・国際協力事業団 (JICA) による技術協力
3. 海外直接投資の拡大を踏まえた取り組み	・二国間投資保護協定の締結 ・海外民間投資公社 (OPIC) による投資保険保証	・二国間投資保護協定の締結 ・英連邦開発公社 (CDC) による英連邦中心とした経済開発援助	・二国間投資保護協定の締結	・二国間投資保護協定の締結 ・復興金融公庫 (KfW) による海外投資金融 ・ヘルメス信用保険会社による海外	・二国間投資保護協定の締結	・二国間投資保護協定の締結 ・オランダ開発途上国投資銀行による貸付及び贈与	・二国間投資保護協定の締結	・EU諸国内での経済法制度の平準化に向けた動き ・アジアインベストによるアジア向け投資支援	・二国間投資保護協定の締結
4. 自国企業の輸出促進を意図した取り組み	・貿易開発庁 (TDA) によるF/S支援 (2000年事前F/S159件、F/S援助110件) ・米国輸出入銀行による輸出信用供与 ・米国在外大使館、商務省による輸出促進アドボカシーの実施 ・国家輸出戦略	・輸出信用保証局 (ECGD) による輸出信用保証	・輸出開発公社 (EDC) による輸出保険保証	・復興金融公庫 (KfW) による輸出金融 ・ヘルメス信用保険会社による輸出信用保証 ・C&Lドイツ監査会社による輸出保険 ・輸出金融公社 (AKA) による輸出金融	・フランス貿易保険会社 (COFACE) による輸出信用保証 ・ナテクスによる公的輸出金融に係る利子補給	・オランダ貿易局 (EVD) による貿易情報提供	・スウェーデン輸出信用銀行 (SEK) による輸出金融	n. a.	・国際協力銀行 (JBIC) による輸出金融 ・日本貿易振興会 (JETRO)、新エネルギー・産業技術総合開発機構 (NEDO) によるF/S支援 ・JETROの海外貿易投資情報の提供 ・日本貿易保険

- (出所)
- 海外市場拡大に向けた取り組み：米国はUSTRホームページ、カナダはカナダ外務貿易省ホームページ、英国、ドイツ、フランス、オランダのEU-地中海パートナーシップについては
 - 潜在的市場育成に留意した取り組み：ドイツは国際協力銀行「国際協力便覧2002」、スウェーデンはスウェーデン外務省ホームページ。
 - 二国間投資保護協定はUNCTAD「Bilateral Investment Treaty 1959-2000」、各国個別機関の動きは国際協力銀行「国際協力便覧2002」、EUはEUホームページ。
 - 自国企業の輸出促進を意図した取り組み：国際協力銀行「国際協力便覧2002」、日本は各機関ホームページを参考。米国の輸出促進アドボカシーについては日本機械輸出組合「欧米政府における政府・企業連携戦略ケーススタディ調査報告書（米区分）を参照。

貿易・投資及び開発援助における経済益を考慮した政府の支援事例（2）

経済益を踏 まえた取組 み	米国	英国	カナダ	ドイツ	フランス	オランダ	スウェーデン	EU	日本
---------------------	----	----	-----	-----	------	------	--------	----	----

5. 途上国への市場アクセス円滑化に留意した取り組み	・途上国への貿易投資関連技術協力の実施	・途上国への貿易投資関連技術協力の実施	・途上国への貿易投資関連技術協力の実施	・途上国への貿易投資関連技術協力の実施	・途上国への貿易投資関連技術協力の実施	・途上国への貿易投資関連技術協力の実施	・途上国への貿易投資関連技術協力の実施	n. a.	・途上国への貿易投資関連技術協力の実施
6. エネルギー資源の確保に留意した取り組み	・中南米諸国、西アフリカ諸国、中央アジア諸国における石油・ガス開発推進	n. a.	・カナダの石油・ガス技術を用いた途上国の資源開発支援	n. a.	n. a.	n. a.	n. a.	・備蓄原油の需要パターンへの適合	・アザデガン油田（イラン）開発支援（JBIC及び日本政策投資銀行）
7. 環境ビジネスを踏まえた取り組み	・燃料電池の技術開発と社会的インフラ整備の研究に12億ドル支出 ・米国アジア環境パートナーシップ（US-AEP）によるビジネス機会創出支援	n. a.	・クリーン環境技術支援（カナダの環境技術の活用）	・ドイツ技術協力公社（GTZ）による、途上国での風力発電促進支援	n. a.	n. a.	n. a.	・EUアジアエコベスト（Asia-EcoBest）によるビジネス機会創出支援	・NEDOによる再生可能エネルギー開発支援
8. 自国企業の途上国における評価向上のための取り組み	・貿易産業省（DTI）、国際開発庁（DFID）による企業社会責任活動への支援	・貿易産業省（DTI）、国際開発庁（DFID）による企業社会責任活動への支援	・貿易開発公社（EDC）による企業社会責任活動への支援	・ドイツ経済産業省によるOECDガイドラインのドイツ企業への啓蒙	n. a.	・オランダ政府によるOECDガイドラインのオランダ企業への啓蒙	・スウェーデン外務省による「Swedish Partnership for Global Responsibility」	・欧州委員会（EC）による企業社会責任活動を政策に据える動き	n. a.

（出所）

5. 途上国への市場アクセス円滑化に留意した取り組み：OECD/WTO Trade-Related Capacity Building（2002）を参考

6. エネルギー資源の確保に留意した取り組み：米国はエネルギー省「National Energy Policy」、カナダはCIDA文書、EUはEuropean Commission（EC）「The Internal Market in Energy: Coordinated Measures On the Security of Energy Supply」を参考。

7. 環境ビジネスを踏まえた取り組み：米国はWhite House Press Release（2003年2月）、機械振興協会経済研究所「欧米の環境プロジェクト戦略と我が国の対応」、カナダはCIDAホームページ、ドイツはGTZホームページ、EUは機械振興協会経済研究所「前出」、日本はNEDO、資源エネルギー庁ホームページを参考。

8. 自国企業の途上国における活動評価向上のための取り組み：英国は貿易産業省（DTI）ホームページ、カナダは貿易開発公社（EDC）「Corporate Social Responsibility at Export Development Canada」、スウェーデンはスウェーデン外務省ホームページ、EUは欧州委員会ホームページ、ドイツ及びオランダはNational Policy Association関連ホームページを参考。

ODA関係の動向（1）

ODA関係	米国	英国	カナダ	ドイツ	フランス	オランダ	スウェーデン	EU	日本
-------	----	----	-----	-----	------	------	--------	----	----

<p>援助方針・重点目標</p>	<p><重点目標> (1) 世界の貧困層に蔓延する、貧困の物質的な最悪の姿の表れ (Worst physical manifestations of poverty) の緩和 (2) 開発途上国が便益の平等な配分を伴う自己持続的 (Self-sustaining) に経済成長を獲得できるようにする条件の促進 (3) 個人の市民及び経済的権利が尊重され且つ高められる開発プロセスの促進 (4) 開かれた公平な国際経済制度への開発途上国の統合 (5) 汚職の撲滅と透明性・説明責任の改善を通じて良い統治の促進</p>	<p><重点目標> (1) 貧困国とのパートナーシップ (2) 民間部門、ボランティア部門、研究機関とのより緊密な協調 (3) 国際開発機関との協調、及び同機関への影響力の行使 (4) 知識と資源の効率的・効果的な利用</p>	<p><重点目標> (1) 基礎的人的ニーズ：一次医療、基礎教育、家族計画、栄養、上下水道、住居を供給するための努力を支援。 (2) 開発における女性：社会の持続的開発における平等なパートナーとしての女性参画を支援。 (3) インフラストラクチャー・サービス：貧困層と能力開発に重点を置きつつ、環境に配慮したインフラ・サービスを行き渡らせるようにすること。 (4) 人権、民主化、良い統治：児童の権利を含む人権尊重、民主化と良い統治の促進、そして市民社会と個人の保護を強化すること。 (5) 民間部門開発：途上国の民間部門開発を支援することにより、持続的且つ公平な経済成長を促進する</p>	<p><重点分野> (1) 経済活動促進 (2) 農業改革を実行する (3) 公平な貿易の機会 (4) 途上国の債務削減・資金提供 (5) 基礎的な社会サービスの提供 (6) 生命の維持に必要な資源へのアクセスを確保と環境保全 (7) 人権尊重・労働基準尊重 (8) ジェンダーの平等 (9) 良い政治を強化 (10) 紛争解決、人間安全と軍備縮小促進</p>	<p><重点目標> (1) 途上国の経済的自立とグローバル経済への参加の達成 (2) 政府機関と民主主義の基盤の強化 (3) 貧困の撲滅と社会サービスの提供 (4) 研究の機会及び科学的情報へのアクセスの改善 (5) 地球規模の協力の推進</p>	<p><援助方針> (1) 援助政策の外交政策への統合と外務省とその他関係省庁での政策の整合性を図ること (2) 主要な援助分野に絞った2国間援助の方向付けと、プロジェクト援助からプログラム援助への可能な範囲での移行 (3) オーナーシップとパートナーシップに基づき、各国事情を反映した国別アプローチの強化 (4) 人間開発分野 (特に貧困削減と社会開発) (5) 評価・モニタリングの強化</p>	<p><重点目標> (1) 経済成長 (2) 経済および政治的な自立 (3) 経済的・社会的平等 (4) 社会の民主的発展 (5) 長期的視野に立った天然資源開発および環境への配慮 (6) 男女平等の推進</p>	<p><重点目標> (1) 開発途上国、特に最貧国の持続可能な経済・社会的発展 (2) 途上国の世界経済への円滑で漸進的な統合 (3) 途上国の貧困削減 (4) 民主主義と法による統治の発展と強化、及び人権と基本的自由の尊重</p>	<p><重点事項> (1) アジア地域を重視 (2) 地球的規模の問題への取り組み (3) 基礎生活分野等 (4) 人造り及び研究協力等技術の向上・普及をもたらす努力 (5) インフラストラクチャー整備 (6) 構造調整等</p>
------------------	---	---	---	--	---	---	--	--	---

(出所)

国際協力事業団 企画・評価部 「先進国及び国際援助機関調査」平成14年3月

米国は「1961年海外援助法」、英国は「Eliminating World Poverty: A Challenge for the 21st Century」(1997年白書)、カナダは「Canada in the World」(1995年外交政策文書)、ドイツはBMZ「Poverty Reduction-A Global Responsibility Program of Action 2015, The German Government's Contribution Towards Halving Extreme Poverty Worldwide Summary」、フランスは「我が国の政府開発援助2000上巻」、オランダはAid in Progress (1996年援助基本政策文書)、スウェーデンは「1962年開発基本法」、EUは「欧州共同体設立条約177-181条」、日本は「政府開発援助大綱」を参考

ODA関係の動向(2)

ODA関係	米国	英国	カナダ	ドイツ	フランス	オランダ	スウェーデン	EU	日本
-------	----	----	-----	-----	------	------	--------	----	----

援助優先国・地域	エジプト、イスラエル、ヨルダン（2001年）	英連邦州中心（アフリカ、アジア、欧州）	アフリカ中心であるが、北・西半球世界の途上国への関心も高い	地中海・中東、サハラ以南アフリカ、ラテンアメリカ、中・東欧および新独立国。重点協力国（37カ国）は、3重要分野（貧困削減、環境、教育・職業訓練）による協力。その他の協力国（33カ国）は可能な限り重点分野を一つに絞る。	優先連帯地域（ZSP）とそれ以外の地域を区別する政策を設定。ZSPは特にフランスと歴史的・政治的関係の深い仏語圏アフリカ諸国を中心に構成され、二国間援助の主な対象国となっている。	100カ国あった対象国を53カ国に絞り込み（99年）二国間構造援助（17+4カ国）、テーマ別援助グループ（29カ国）、特別合意による対象グループ（3カ国）によって国を選定。	アフリカ地域（援助重点国制度を採用し、20カ国程度を特定している）援助対象国は100カ国以上。	中東・北アフリカ、南・中央アジア、中南米	アジア地域
援助分野割合（99-2000年）	<ul style="list-style-type: none"> ・社会行政インフラ (35.2%) ・経済インフラ (13.3%) ・農業 (3.2%) ・産業及びその他生産 (0.5%) ・穀物援助及びプログラム援助 (11.2%) ・緊急援助 (18.5%) ・その他 (18.2%) 	<ul style="list-style-type: none"> ・社会行政インフラ (27.9%) ・経済インフラ (9.1%) ・農業 (7.7%) ・産業及びその他生産 (5.6%) ・穀物援助及びプログラム援助 (12.7%) ・緊急援助 (11.3%) ・その他 (25.7%) 	<ul style="list-style-type: none"> ・社会行政インフラ (29.5%) ・経済インフラ (4.8%) ・農業 (3.7%) ・産業及びその他生産 (1.9%) ・穀物援助及びプログラム援助 (6.4%) ・緊急援助 (14.2%) ・その他 (39.5%) 	<ul style="list-style-type: none"> ・社会行政インフラ (38.6%) ・経済インフラ (21.0%) ・農業 (4.1%) ・産業及びその他生産 (1.3%) ・穀物援助及びプログラム援助 (1.7%) ・緊急援助 (6.0%) ・その他 (27.2%) 	<ul style="list-style-type: none"> ・社会行政インフラ (41.2%) ・経済インフラ (6.0%) ・農業 (5.1%) ・産業及びその他生産 (1.1%) ・穀物援助及びプログラム援助 (2.9%) ・緊急援助 (4.2%) ・その他 (39.5%) 	<ul style="list-style-type: none"> ・社会行政インフラ (22.9%) ・経済インフラ (4.2%) ・農業 (3.1%) ・産業及びその他生産 (0.6%) ・穀物援助及びプログラム援助 (5.3%) ・緊急援助 (14.2%) ・その他 (49.8%) 	<ul style="list-style-type: none"> ・社会行政インフラ (32.3%) ・経済インフラ (8.6%) ・農業 (2.6%) ・産業及びその他生産 (0.6%) ・穀物援助及びプログラム援助 (6.3%) ・緊急援助 (21.9%) ・その他 (27.7%) 	<ul style="list-style-type: none"> ・貿易と開発 ・地域統合と協力 ・保健・教育などの社会開発を重視した、貧困削減戦略に連関したマクロ経済政策 ・経済発展の基盤となる輸送機関 ・食料安全保障と持続可能な地方開発戦略 ・組織としての能力構築、法に基づいた統治および良い統治 	<ul style="list-style-type: none"> ・社会行政インフラ (21.3%) ・経済インフラ (31.7%) ・農業 (6.8%) ・産業及びその他生産 (4.2%) ・穀物援助及びプログラム援助 (8.4%) ・緊急援助 (1.8%) ・その他 (25.8%)

（出所）

国際協力事業団 企画・評価部 「先進国及び国際援助機関調査」平成14年3月

大野純一 立入政之「主要援助国・機関の動向について：援助実施体制の合理化、分権化の動き」開発金融研究所報 2000年7月

OECD, Table 18 Major Aid Uses by Individual DAC Donors, Development Co-operation 2001 Report (2002, Vol.3, No.1)

ODA関係の動向（3）

ODA関係	米国	英国	カナダ	ドイツ	フランス	オランダ	スウェーデン	EU	日本
-------	----	----	-----	-----	------	------	--------	----	----

援助地域 (99-2000年)	・サブサハラ・アフリカ (26.2%) ・南中央アジア (16.1%) ・アジア大洋州 (11.5%) ・中東／北アフリカ (18.3%) ・欧州 (10.7%) ・中南米 (17.1%)	・サブサハラ・アフリカ (45.7%) ・南中央アジア (18.3%) ・アジア大洋州 (8.3%) ・中東／北アフリカ (5.2%) ・欧州 (8.8%) ・中南米 (13.7%)	・サブサハラ・アフリカ (35.5%) ・南中央アジア (17.6%) ・アジア大洋州 (15.5%) ・中東／北アフリカ (5.9%) ・欧州 (6.6%) ・中南米 (18.9%)	・サブサハラ・アフリカ (34.7%) ・南中央アジア (13.2%) ・アジア大洋州 (15.6%) ・中東／北アフリカ (11.6%) ・欧州 (10.4%) ・中南米 (14.5%)	・サブサハラ・アフリカ (48.7%) ・南中央アジア (2.4%) ・アジア大洋州 (17.7%) ・中東／北アフリカ (22.2%) ・欧州 (3.6%) ・中南米 (14.5%)	・サブサハラ・アフリカ (40.1%) ・南中央アジア (12.2%) ・アジア大洋州 (13.6%) ・中東／北アフリカ (7.1%) ・欧州 (12.0%) ・中南米 (5.4%)	・サブサハラ・アフリカ (42.7%) ・南中央アジア (13.8%) ・アジア大洋州 (11.1%) ・中東／北アフリカ (7.5%) ・欧州 (8.4%) ・中南米 (16.5%)	・サブサハラ・アフリカ (41.3%) ・南中央アジア (11.2%) ・アジア大洋州 (13.3%) ・中東／北アフリカ (10.9%) ・欧州 (10.2%) ・中南米 (13.1%)	・サブサハラ・アフリカ (12.7%) ・南中央アジア (24.3%) ・アジア大洋州 (13.3%) ・中東／北アフリカ (46.3%) ・欧州 (1.8%) ・中南米 (9.3%)
経済協力に関する主要関係機関・プログラム	・米国際輸出銀行 (US EXIM) ・海外民間投資公社 (OPIC) ・貿易開発庁 (TDA) ・米国際開発庁 (USAID) ・ アジア環境パートナーシップ (US-AEP) (別添資料参照)	・英国国際開発庁 (DFID) ・輸出信用保証局 (ECGD) ・英連邦開発公社 (CDC) ・クラウン・エージェンツ (CA)	・カナダ国際開発庁 (CIDA) ・輸出開発公社 (EDC)	・復興金融公庫 (KfW) ・ドイツ投資開発会社 (DEG) ・ヘルメス信用保険会社 (Hermes) ・C&Lドイツ監査会社 ・ドイツ技術協力公社 (GTZ) ・輸出金融公社	・フランス開発庁 (AFD) ・ナテクシス (旧クレディナショナル-BFCEグループ) ・フランス貿易保険会社 (COFACE)	・オランダ開発途上国投資銀行 (NIO)	・スウェーデン国際開発協力庁 (SIDA) ・スウェーデン輸出信用銀行 (SEK)	・欧州投資銀行 (EID) ・ アジアエコベスト (EU Asia EcoBest) ・ アジアIT&C (EU Urbs) ・ アジアリンクプログラム (別添資料参照)	・国際協力事業団 (JICA) ・国際協力銀行 (JBIC) ・日本貿易保険 (NEXI) ・日本貿易振興会 (JETRO) ・新エネルギー・産業総合開発機構 (NEDO) ・関係省庁
ODA総額の変化、援助スキームの変化	1990年代初めをピークに減少傾向	1991年以降減少した後、1996年より増加	1991/92年をピークに、以降減少傾向	1992年をピークに減少傾向	1994年をピークに減少傾向	インフレ調整を加味した2000年ODAは前年比10%増加。途上国の持続的能力開発に繋がりにくく費用対効果が低いとして、技術協力の見直し審議が進行中	1997～99年のODA削減の後、2000年に前年比22.3%増加	ほぼ一貫して増加していたが、1997年に急減。	減少傾向

(出所)

国際協力事業団 企画・評価部 「先進国及び国際援助機関調査」平成14年3月、国際協力銀行「国際協力便覧2002」

大野純一 立入政之「主要援助国・機関の動向について：援助実施体制充合理化、分権化の動き」開発金融研究所報 2000年7月

OECD, Table 27 Regional Distribution of ODA by Individual DAC Donors an Multilateral Agencies, Development Co-operation 2001 Report (2002, Vol.3, No.1)

ODA関係の動向 (4)

ODA関係	米国	英国	カナダ	ドイツ	フランス	オランダ	スウェーデン	EU	日本
-------	----	----	-----	-----	------	------	--------	----	----

援助機構改革	議会の援助削減・援助機関の統廃合の動きが顕著。1998年にはUSAIDは国務省下の独立機関として機構改革。また、行政改革から定員は減少。但し、同時多発テロ後にはODA予算は拡大傾向にある。	1997年国際開発担当大臣を設置。ODAを発展的に改組、DFIDを設置。但し、行政改革から定員は減少している。	n. a.	1990年代は目立った機構改革は行われていない。	1999年1月に援助体制の合理化。 1) 外務省と協力省の統合、外務省と経済財政産業省による経済協力実施体制の二極化、2) 省庁間国際協力開発委員会の発足、3) 仏開発公庫(CFD)の仏開発庁(AfD)への改編、4) 国際協力高等評議会の設置。	1998年以来、17+4パートナーシップ国を明確にすることで、援助額削減に努力。(統治や政策が良好な17カ国、全面的ではあるが時限的な協力をを行う条件を満たさない4カ国)	n. a.	非ACP諸国(中東欧・旧ソ連圏)担当部署が増加。プロジェクトを一元監視するCommon Serviceを創設。	ODA大綱見直し審議。JICA・JETRO等の独立行政法人化。
--------	--	---	-------	--------------------------	---	---	-------	---	---------------------------------

(出所)

国際協力事業団 企画・評価部 「先進国及び国際援助機関調査」平成14年3月

貿易・投資関係の動向

貿易・投資関係	米国	英国	カナダ	ドイツ	フランス	オランダ	スウェーデン	EU	日本
貿易関連技術協力支出額(2001年)	555.5百万ドル	108.3百万ドル	19.2百万ドル	81百万ドル	9.4百万ドル	11.1百万ドル	9.2百万ドル	223.3百万ドル (ベルギー、デンマーク、フランス、ドイツ、イタリア、英国、オランダ、スウェーデン合計)	51.2百万ドル

貿易・経済連携協定 (FTA含む) 締結数及び締結相手国数 (2002年)	5カ国 (カナダ、メキシコ、イスラエル、ヨルダン)	15カ国 (EU加盟国)	4カ国 (米国、メキシコ、チリ、コスタリカ)	15カ国 (EU加盟国)	15カ国 (EU加盟国)	15カ国 (EU加盟国)	15カ国 (EU加盟国)	6カ国 (クロアチア、マケドニア、メキシコ、南アフリカ、チリ)	1カ国 (シンガポール)
今後FTA締結をする可能性のある相手国 (提案段階も含む)	モロッコ、南アフリカ関税同盟 (SACU)、シンガポール、豪州、チリ、	EU参照	ドミニカ共和国、カリブ諸国、シンガポール、アンデス諸国、	EU参照	EU参照	EU参照	EU参照	GCC (湾岸協力会議)、地中海諸国、ACP (アフリカ、カリブ、大平洋諸国)、アルバニア、シンガポール、メルコスール、東欧諸国	韓国、メキシコ、チリ、フィリピン、
二国間投資協定締結数 (カッコ内は途上国との締結数) (2000年)	43 (30)	92 (75)	24 (16)	124 (102)	92 (72)	72 (52)	43 (27)	n. a.	8 (7)
二国間投資協定締結 (地域別内訳) (2000年)	<ul style="list-style-type: none"> ・ アフリカ (8) ・ アジア (11) ・ 中南米 (11) ・ 中東欧 (13) ・ 先進国 (0) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ アフリカ (19) ・ アジア (31) ・ 中南米 (25) ・ 中東欧 (16) ・ 先進国 (1) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ アフリカ (2) ・ アジア (4) ・ 中南米 (10) ・ 中東欧 (8) ・ 先進国 (0) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ アフリカ (40) ・ アジア (37) ・ 中南米 (25) ・ 中東欧 (18) ・ 先進国 (4) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ アフリカ (20) ・ アジア (32) ・ 中南米 (20) ・ 中東欧 (18) ・ 先進国 (2) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ アフリカ (17) ・ アジア (21) ・ 中南米 (14) ・ 中東欧 (19) ・ 先進国 (1) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ アフリカ (8) ・ アジア (13) ・ 中南米 (6) ・ 中東欧 (16) ・ 先進国 (0) 	n. a.	<ul style="list-style-type: none"> ・ アフリカ (1) ・ アジア (6) ・ 中南米 (0) ・ 中東欧 (1) ・ 先進国 (0)

(出所)

貿易関連技術協力支出額 (2001年) は「WTO/OECD Report on Trade-Related Technical Assistance and Capacity Building (2002)

FTA締結数及び今後のFTA締結可能性についてはFinancial Times (2002年11月19日記事)

二国間投資協定はUNCTAD「Bilateral Investment Treaties 1959-2000」